

ID: 3

担当部署: 総務部 総務課

<b>処分の概要</b>	公開請求に対する決定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市情報公開条例 第9条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第12号

**【根拠条文】**

(公開請求に対する決定等)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

**【基準】**

第5条(公文書の公開義務)各号の規定による。

(公文書の公開義務)

第5条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従う義務を有する各大臣(内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第5条第1項に規定する各省大臣をいう。)その他国若しくは山梨県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報  
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独

立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

(5) 市の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体若しくは地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、本市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

<b>標準処理期間</b>	15日以内
---------------	-------

備考

<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成30年1月17日
--------------	------------	----------------	------------

ID: 5

担当部署: 総務部 総務課

<b>処分の概要</b>	手数料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市情報公開条例 第14条第2項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第12号					
<b>【根拠条文】</b>						
(手数料)						
第14条						
2 市長は、経済的な困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成28年10月2日			

ID: 16

担当部署： 消防本部 消防課

ID: 18

担当部署： 総合政策部 財政課

<b>処分の概要</b>	交付の決定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市補助金等交付規則 第4条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第43号

【根拠条文】

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定により補助金等の交付の申請があったときは、事業の目的及び内容並びに関係書類等を審査し、補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金等の交付の額を決定するものとする。

- 2 前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金等の交付の決定をすることができる。

## 【基準】

<b>標準処理期間</b>	各課の補助金交付要綱による。
<b>備考</b>	
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日

ID: 24

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市行政財産使用料条例 第4条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第66号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。						
(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が公用又は公共用として使用するとき。						
(2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用するとき。						
(3) 市職員の福利厚生施設として使用するとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>	行政財産である各施設の使用料についての定めは各部署で対応。標準処理期間を管財契約課で定めることは不可					
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 25

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市行政財産使用料条例 第5条ただし書
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第66号

**【根拠条文】**

(使用料の不還付)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により、行政財産を使用することができないとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>	各施設を主管する部署で対応。標準処理期間を管財契約課で定めることは不可		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 27

担当部署: 総務部 総務課

<b>処分の概要</b>	手数料の免除
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市手数料条例 第7条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第67号

**【根拠条文】**

(手数料の免除)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないとき。
- (2) 市の区域内に住所を有する者が公費の援助又は扶助を受けるために必要とするとき。
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求があつたとき。
- (4) 官公署から申請又は請求があつたとき。
- (5) 公用で使用するとき。

2 戸籍に関し、条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、戸籍に関する証明を請求する者に対して行う証明については、手数料を徴収しない。

3 別表その他の手数料2の項から4の項までに定める手数料については、身体に障害がある者が、身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。)について請求したときは、これを免除することができる。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	即時処理。ただし、第7条第3項は実例なし(補助犬はいない)。		
<b>備考</b>	実務としては、手数料を取り扱う各担当窓口において処理		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日

ID: 28

担当部署: 総務部 総務課

<b>処分の概要</b>	手数料の減免
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市手数料条例 第8条及び第8条の2第1項
<b>例規番号</b>	平成15年条例第67号

**【根拠条文】**

(手数料の減免)

第8条 前条に定めるもののほか、市長は、公益上特に必要があると認めるとき、又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料(別表その他の手数料の表第37号から第44号までに掲げる手数料を除く。以下この条において同じ。)を減額し、又は免除することができる。

第8条の2 次の各号に掲げる手数料については、当該各号に定めるものは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令で準用される場合を含む。)又は同法第81条第3項の規定により準用する同法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、2,000円を限度として、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 別表その他の手数料の表第37号及び第38号に掲げる手数料 審理員(行政不服審査法第9条第3項に規定する場合にあっては、審査庁。次項において同じ。)
  - (2) 別表その他の手数料の表第39号及び第40号に掲げる手数料 南アルプス市行政不服審査会又は南アルプス市情報公開・個人情報保護審査会
  - (3) 別表その他の手数料の表第41号から第44号までに掲げる手数料 南アルプス市選挙管理委員会
- 2 前項の手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、同項の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員、南アルプス市行政不服審査会、南アルプス市情報公開・個人情報保護審査会又は南アルプス市選挙管理委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	例がなし		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和5年12月1日



ID: 31

担当部署: 総務部 総務課

<b>処分の概要</b>	延滞金の減免					
<b>例 規 名</b>	南アルプス市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例 第2条第3項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第68号					
<b>【根拠条文】</b>						
(督促手数料及び延滞金)						
第2条						
3 市長は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	例がなし					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成28年10月2日			

ID: 32

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	行政財産の使用許可
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市公有財産管理規則 第10条
<b>例規番号</b>	平成15年規則第46号

**【根拠条文】**

(行政財産の使用許可)

第10条 行政財産を管理する部長は、当該財産について法第238条の4第7項の規定による使用許可(以下「使用許可」という。)をしようとするときは、行政財産使用許可申請書(様式第2号)に次に掲げる事項を記載した書面を添えて市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 使用を許可しようとする財産
- (2) 許可の相手方
- (3) 使用の理由及び行政目的を妨げないと認める理由
- (4) 使用許可の期間及び許可条件
- (5) 使用料の額及びその算定の基礎
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

**【基準】****標準処理期間****備考**

行政財産に係る事務はその主管する部長が処理。標準処理期間を管財契約課で定めることは不可

**設定年月日**

平成18年3月28日

**最終変更年月日**

平成30年12月21日

ID: 35

担当部署: 総務部 管財課

<b>処分の概要</b>	原状回復義務の免除					
<b>例 規 名</b>	南アルプス市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 第13条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第6号					
<b>【根拠条文】</b>						
(原状回復義務)						
第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき(当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。)、又は第11条第1項の規定によりその指定を取り消されたときは、その管理をしなくなった指定施設及びその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。						
<b>【基準】</b>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定の期間満了後の当該施設の利用形態に即した指定施設及び設備であると認められるとき。</li> <li>・原状回復が著しく困難である場合で、その代替措置を行ったとき。</li> </ul>						
<b>標準処理期間</b>	14日(実施したことはないが想定できる)					
<b>備考</b>	現地の調査とその内容を示す書類作成に7日、決裁に7日を要する。					
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 36

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	資金貸付けの認定					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農業振興資金貸付基金条例 第3条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第86号					
<b>【根拠条文】</b>						
(貸付対象)						
第3条 資金は、本市に在住し農業に従事している者で、市長が招集する審査委員会において認定したものに対して貸し付けるものとする。						
<b>【基準】</b>						
第4条の規定による。						
(貸付けを受ける者の要件)						
第4条 資金の貸付けを受ける者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。						
(1) 前条の規定に該当する者で、貸付日現在65歳以下のもの						
(2) 貸し付けた資金の償還について十分な能力を有する者						
(3) 資金の貸付けの目的である事業の完遂能力を有する者						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 37

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	申請事項変更の承認
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農業振興資金貸付基金条例施行規則 第4条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第47号

**【根拠条文】**

(申請事項の変更)

第4条 資金の貸付けを受けた者に第2条に規定する申請内容について、次に掲げる事由が生じた場合は、速やかに農業振興資金借入変更申請書(様式第2号)により市長に届け出て、申請事項の変更について承認を受けなければならない。

- (1) 申請の内容に重要な変更を要する場合
- (2) 災害又はこれに類する事情により申請事項の全部又は一部について変更を要することとなった場合

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 44

担当部署: 教育委員会 教育総務課

<b>処分の概要</b>	奨学生の決定					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市小林愛則育英奨学金給付規則 第7条					
<b>例 規 番 号</b>	平成16年教育委員会規則第4号					
<b>【根拠条文】</b>						
(奨学生の決定)						
第7条 教育委員会は、別に定める奨学生選考委員会の選考を経て、これを決定し、奨学生決定通知書(様式第2号)により、その保護者に通知しなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第2条の規定による。						
(奨学生の資格)						
第2条 奨学金の給付を受ける学生(以下「奨学生」という。)は、年間3人以内とし、原則として大学進学を目指す成績優秀及び品行方正と認められる者とする。						
<b>標準処理期間</b>	毎年5月に選考委員会(教育委員で構成)を行い6月に授与する					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 45

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公民館条例 第8条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第101号

**【根拠条文】**

(利用の許可)

第8条 中央公民館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

**【基準】**

第9条の規定による。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、中央公民館の利用を許可しない。

- (1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 専ら営利を目的とする事業に公民館の名称を利用しようとするとき。
- (5) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は選挙に関し特定の候補者を支持しようとするとき。
- (6) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支持しようとするとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき又は教育委員会が適当でないと認めるとき。

許可の申請は2ヶ月前から3日前までに(規則第5条)

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 46

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	特別の設備等の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公民館条例 第11条		
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第101号		
<b>【根拠条文】</b> (特別の設備等の制限) 第11条 利用者は、中央公民館を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
利用変更許可申請を3日前までに(規則第5条)			
<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公民館条例 第15条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第101号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第15条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市公民館条例施行規則第9条の規定による。						
(使用料の減免の基準及び割合)						
第9条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に定めるところとする。						
(1) 市が主催し、又は共催する行事に利用する場合 100分の100						
(2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認める場合 教育委員会が相当と認める割合						
基本的に手続きの期間は1週間						
内規により100分の100と100分の50						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 50

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公民館条例 第16条ただし書
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第101号

**【根拠条文】**

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。

**【基準】**

南アルプス市公民館条例施行規則第10条の規定による。

(使用料の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 中央公民館の管理上特に必要があるため、教育委員会が第6条の規定による許可書の交付後その利用を拒んだ場合 100分の100
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により中央公民館を利用することができない場合 教育委員会が相当と認める割合

<b>標準処理期間</b>	事例が無いが請求があり次第手続きを進める		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 60

担当部署：教育委員会 美術館事務局

<b>処分の概要</b>	観覧の承認
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市立美術館条例 第6条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第104号

【根拠条文】

(観覧の承認)

第6条 美術館に展示されている美術品等(教育委員会が指定するものに限る。次条において同じ。)を観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

## 【基準】

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	
<b>備考</b>	
	常設展示・特別企画展示等の観覧料は、以前教育委員会でご承認していただいた料金額は変更しないので、現在その額で行っている 春仙(常設展 300円・特別企画展 500円) 白根桃源 300円
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日
<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日



ID: 62

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

処分の概要	特別観覧の承認		
例規名 根拠条項	南アルプス市立美術館条例 第7条第1項		
例規番号	平成15年条例第104号		
<b>【根拠条文】</b> (特別観覧) 第7条 美術館に展示されている美術品等又は美術館に保管されている美術品等についての模写、模造等又は撮影(以下「特別観覧」という。)をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
標準処理期間			
備考	著作権等があるので、この条文については今まで該当しなかった		
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 64

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

<b>処分の概要</b>	施設利用の承認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市立美術館条例 第8条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第104号					
<b>【根拠条文】</b>						
(施設の利用)						
第8条 美術館の研修・展示室を利用しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	利用者の申込と同時に処理					
<b>備考</b>	教育委員会の承認については、美術館の行事等で利用する予定の事業は事前に毎年度当初、年間の予定表で説明し、ご了承いただいています。その他は突発の利用者はありません。					
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成28年9月28日			

ID: 67

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

<b>処分の概要</b>	観覧料等の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市立美術館条例 第10条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第104号

**【根拠条文】**

(観覧料等の減免)

第10条 館長は、官公署若しくは公益団体が公用若しくは公益上利用するとき、又は特別の事情があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

**【基準】**

南アルプス市立美術館条例施行規則第9条の規定による。

(観覧料等の減免)

第9条 条例第10条の規定により、観覧料、特別観覧料又は使用料を減額し、又は免除する場合は、次の各号に掲げるときとし、その額は、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童又は生徒が観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額
  - (2) 小学校、中学校、高等学校及び特殊教育学校の児童又は生徒並びに引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧をするとき 条例別表第1に定める額の全額
  - (3) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者及びその介護を行う者が、観覧をするとき 条例別表第1に定める額の全額
  - (4) 市内に住所を有する65歳以上の者が観覧するとき 条例別表第1に定める額の全額
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、館長が特別の理由があると認めるとき 観覧料、特別観覧料又は使用料のうち館長が相当と認める額
- 2 前項第2号又は第5号に該当する場合であって、観覧料、特別観覧料又は使用料の減免(以下「減免」という。)を受けようとする者は、あらかじめ観覧料、特別観覧料等減免申請書(様式第7号)を館長に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 館長は、前項の規定により減免を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料、特別観覧料等減免承認書(様式第8号)を交付するものとする。
  - 4 第1項各号に該当する場合であって、減免の承認を受けようとする者(第2項の規定による者を除く。)は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める証明書を係員に提示し、その承認を受けなければならない。ただし、証明書の提示が困難な場合であって、館長が特に認める者は、証明書の提示を要しない。
    - (1) 小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の児童又は生徒 学生証
    - (2) 障害者 障害者であることを証する公的証明書
    - (3) 市内に住所を有する65歳以上の者 年齢が確認できる公的証明書

**標準処理期間**

減免申請書が提出された時点で認める

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

備考
----

設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和6年10月16日
-------	------------	---------	------------

ID: 68

担当部署: 教育委員会 美術館事務局

<b>処分の概要</b>	観覧料等の還付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市立美術館条例 第11条ただし書
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第104号

**【根拠条文】**

(観覧料等の不還付)

第11条 既納の観覧料、特別観覧料及び使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用期日の3日前までに利用の取消しを申し出、館長が認めたとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
事前に観覧料は徴収していないので還付の例は無い			

<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日
------------------	------------	----------------------	-------

ID: 69

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	桃源文化会館条例 第9条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第7号		
<p><b>【根拠条文】</b>            (利用の許可)</p> <p>第9条 文化会館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。許可に係る事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。</p>			
<p><b>【基準】</b></p> <p>第10条の規定による。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化会館の利用を拒むことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 文化会館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) 前2号に掲げるもののほか、文化会館の管理上支障があると認められるとき。</li> </ol> <p>財団法人の規則により            1年前から10日受付            キャンセル 60日前まで無料 全額返還            30日前 100分の50返還            30日以内 0</p>			
<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 70

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	特別設備の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	桃源文化会館条例 第11条第1項		
<b>例規番号</b>	平成18年条例第7号		
<b>【根拠条文】</b> (特別設備) 第11条 第9条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用に供するため施設に特別の設備をし、又は装飾等を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。			
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。			
<b>標準処理期間</b>	事前に協議(許可と同じ?)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 74

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市社会体育施設条例 第7条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第9号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 社会体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理施設にあっては指定管理者の、教育委員会管理施設にあっては教育委員会(以下「指定管理者等」という。)の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 指定管理者等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、社会体育施設の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 社会体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、社会体育施設の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日			

ID: 76

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市学校体育施設等の利用等に関する条例 第8条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第10号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第8条 登録証の交付を受けた者が開放施設を利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第9条の規定による。						
(利用の制限)						
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、開放施設の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 開放施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、開放施設の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年10月16日			

ID: 78

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市白根B & G海洋センター条例 第7条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第35号		
<p><b>【根拠条文】</b>            (利用の許可)</p> <p>第7条 海洋センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。</p>			
<p><b>【基準】</b>            第7条の規定による。            (利用の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、海洋センターの利用を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(2) 海洋センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</li> <li>(3) 未就学児童がプールを利用する場合又は中学生以下の者がトレーニングルーム若しくは午後5時30分以降アリーナを利用する場合であって、保護者その他の適当な引率者がいないとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、海洋センターの管理上支障があると認められるとき。</li> </ul>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成21年10月7日

ID: 80

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	現状変更の承認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市文化財保護条例 第10条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第114号					
<b>【根拠条文】</b>						
(現状変更の承認)						
第10条 指定文化財(指定無形文化財を除く。)の所有者は、その現状を変更しようとするときは、教育委員会の承認を得なければならない。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	文化財審議委員会で審議を行い承認を得たら→教育委員会の承認を受ける。期間は、(教育委員会の開催による。)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 81

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	補助金の交付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市文化財保護条例 第16条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第114号					
<b>【根拠条文】</b>						
(補助金) 第16条 市長は、指定文化財の管理又は復旧のため多額の経費を要し、所有者又は保持者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、その経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で補助金を交付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	補助金申請書提出決済→補助金交付決定→補助金交付期間は、(決裁による。)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 83

担当部署: 保健福祉部 福祉総合相談課

<b>処分の概要</b>	申請の決定					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例 第3条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第116号					
<b>【根拠条文】</b>						
(申請の手続)						
第3条 社会福祉法人は、助成を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。						
(1) 理由書 (2) 助成を受けて実施する事業の計画書及び収支予算書 (3) 財産目録及び貸借対照表 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類						
<b>【基準】</b>						
第2条の規定による。						
(助成の範囲)						
第2条 市長は、社会福祉事業の健全な発展と育成を図るため必要があると認めるときは、予算の範囲内において補助金を交付し、又は通常の条件よりも有利な条件で資金を貸し付け、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができる。						
<b>標準処理期間</b>	7日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和5年12月1日			

ID: 90

担当部署: 市民部 市民活動支援課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市市民活動センター条例 第6条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第1号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第6条 市民活動センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b>						
第7条の規定による。						
(利用の制限)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民活動センターの利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 市民活動センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、市民活動センターの管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	7日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 92

担当部署: 市民部 市民活動支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市市民活動センター条例 第9条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第1号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の不還付)						
第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用する者の責めに帰することのできない理由により利用することができなくなったときは、その一部又は全部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	7日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 93

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市塩前フレンドリーセンターライセンス条例 第8条					
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第36号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第8条 フレンドリーセンターの体験乗馬を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第9条の規定による。						
(利用の制限)						
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、フレンドリーセンターの利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) フレンドリーセンターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、フレンドリーセンターの管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 99

担当部署: 保健福祉部 福祉総合相談課

処分の概要	災害援護資金の貸付け					
例規名 根拠条項	南アルプス市災害弔慰金の支給等に関する条例 第12条第1項					
例規番号	平成15年条例第122号					
<b>【根拠条文】</b> (災害援護資金の貸付け) 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	14日(実例なし)					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和5年12月1日			

ID: 106

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	利用の決定					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市放課後児童クラブ条例 第7条					
<b>例 規 番 号</b>	平成16年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の決定)						
第7条 児童クラブを利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その決定を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条第1項の規定による。						
(利用の制限等)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、児童クラブの利用の許可をしない。						
(1) 利用定員に達しているとき(小学校3年生以下を除く。)。						
(2) 伝染性疾患有する者						
(3) 身体虚弱で育成事業に耐えない者						
(4) 前各号に掲げる場合のほか、児童クラブの集団生活又は管理運営に支障が生ずると認められるとき。						
2 市長は、児童クラブを利用している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童クラブの利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。						
(1) 児童が第4条に規定する要件に該当しなくなったと認められるとき。						
(2) 特別の理由がなく長期にわたり児童クラブを利用しないとき。						
(3) 児童が前項各号のいずれかに該当するときに至ったとき。						
<b>標準処理期間</b>	20日以内					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日			

ID: 109

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用負担金の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市放課後児童クラブ条例 第9条第3項ただし書					
例規番号	平成16年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b> (利用負担金) 第9条 3 既に納付された利用負担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間	30日以内					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 110

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	利用負担金の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市放課後児童クラブ条例 第10条					
<b>例 規 番 号</b>	平成16年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用負担金の減免)						
第10条 市長は、保護者が次に掲げるいずれかに該当するときは、利用負担金を減額し、又は免除することができる。						
(1) 保護者の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき保護を受けているとき。						
(2) 市長が特に必要と認めるとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
南アルプス市放課後児童クラブ条例施行規則第10条の規定による。						
(利用負担金の減免)						
第10条 条例第10条の規定により利用負担金を減額し、又は免除すること(以下「減免」という。)ができる事由及び減免の割合等は、別表第2のとおりとする。						
<b>標準処理期間</b>	20日以内					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和7年7月15日			

ID: 111

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	助成金の交付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例 第5条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第128号

**【根拠条文】**

(受給者証の交付)

第5条 助成金の支給を受けようとする助成対象者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、子ども医療費助成金受給資格者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。受給者証を亡失し、又は損傷したことによりその再交付を受ける場合も同様とする。

**【基準】**

第3条の規定による。

(対象者)

第3条 この条例による医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則で定める特別の事情がある者については、この限りでない。

- (1) 本市の区域内に住所を有する保護者であって、他の市町村における地方単独医療費助成制度の助成対象とならないもの
  - (2) 本市の区域内に住所を有する子どもであって、当該子どもが被保険者であるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する助成対象者は、この条例による医療費の助成を受けることができない。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯に属する者
  - (2) 南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例(平成15年南アルプス市条例第141号)による医療費助成金の支給を受けることができる者
  - (3) 南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(平成18年南アルプス市条例第13号)による医療費助成金の支給を受けることができる者

<b>標準処理期間</b>	申請時		
<b>備考</b>	高額療養費該当者等は、高額支払額不明のため3、4ヶ月後		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 113

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	受給資格証の再交付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市子ども医療費助成金支給条例施行規則 第6条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第66号					
<b>【根拠条文】</b>						
(受給者証の再交付)						
第6条 受給者証の交付を受けた助成対象者(以下「受給資格者」という。)は、条例第5条の規定により受給者証の再交付を受ける場合は、子ども医療費受給資格者証再交付申請書(様式第3号)に当該受給者証を添付して、市長に提出するものとする。						
2 受給資格者は、前項の規定により受給者証の再交付を受けた後、紛失した受給者証を発見したときは、直ちに市長に返還しなければならない。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	申請時					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日			

ID: 114

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	医療費助成の認定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 第6条
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第13号

**【根拠条文】**

(受給者証の交付)

第6条 助成金の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、規則で定めるところにより市長に申請し、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証(以下「受給者証」という。)の交付を受けなければならない。受給者証を亡失し若しくは損傷したことによりその再交付を受ける場合又は受給者証の更新を受ける場合も、同様とする。

**【基準】**

第3条及び第4条の規定による。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者で、医療保険各法の被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。ただし、規則で定める特別の事情がある場合は、対象者が本市の区域内に住所を有しなくても医療費助成金の支給の対象とすることができます。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 配偶者のない養育者及びその養育者が養育する前条第4項各号に掲げる児童
- (3) 前条第4項各号に掲げる児童
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者としない。
  - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
  - (2) 児童福祉施設又は障害者支援施設等の入所者で、医療費についてそれぞれの法の定めるところにより支給されているもの
  - (3) 児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
  - (4) 南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例(平成15年南アルプス市条例第141号)により医療費の助成を受けることができる者

(所得制限)

- 第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。
- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父若しくは母又は養育者(以下「ひとり親等」という。)が前年(1月1日から8月末日までの間に受給資格を取得する場合にあっては前々年。以下同じ。)において所得税法(昭和40年法律第33号)その他所得税に関する法令の規定による所得税の納付義務を有するとき。
  - (2) ひとり親等の配偶者又はひとり親等の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該ひとり親等と生計を同じくするものの前年の所得(施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定に基づいて算出した額)が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びにそれらの数に応じて、施行令第2条の4第7項に定める額以上であるとき。

## 南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

- (3) 前2号が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)による年少扶養親族に対する扶養控除の廃止及び16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ部分の廃止がないものとして計算した場合における総所得金額に係る所得税の額が0円となるひとり親等については、前項第1号の規定は、適用しないものとする。

<b>標準処理期間</b>	1週間		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和7年7月15日

ID: 116

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	受給者証の再交付
例規名 根拠条項	南アルプス市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則 第5条第1項
例規番号	平成18年規則第10号

**【根拠条文】**

(受給者証の再交付申請)

第5条 受給者は、条例第6条の規定により受給者証の再交付を受ける場合は、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証再交付申請書(様式第4号)に当該受給者証を添付して、市長に提出するものとする。

2 受給者は、前項の規定により受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちに市長に返還しなければならない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

標準処理期間	申請時		
備考			
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日

ID: 117

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	手当の決定					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市心身障害児童福祉手当支給条例 第7条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第130号					
<b>【根拠条文】</b>						
(決定)						
第7条 市長は、前条の規定により手当の受給の申請があったときは、1月以内に内容を審査して手当の額を決定するものとする。						
<b>【基準】</b>						
第3条の規定による。						
(受給資格者)						
第3条 この条例により手当を受けることができる者は、本市の住民基本台帳に記載されている者であって、心身障害児と生計を一にしている保護者とする。						
2 第2条第1項に規定する重度心身障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく特別児童扶養手当を受給中である者をいう。						
<b>標準処理期間</b>	申請受理から10日ぐらい					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 119

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	証書の再交付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市心身障害児童福祉手当支給条例施行規則 第6条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第68号					
<b>【根拠条文】</b>						
(証書の再交付申請) 第6条 証書を紛失し、又はき損したときは、心身障害児童福祉手当証書再交付申請書(様式第6号)を市長に提出して再交付を受けることができる。この場合において、き損した証書は、申請書に添えて提出しなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	申請受理から1週間					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 128

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	受給者証の交付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例 第6条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第141号

**【根拠条文】**

(受給者証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により申請があった場合において、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者に規則で定める受給者証を交付するものとする。

**【基準】**

第3条の規定による。

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者(以下「対象者」という。)は、本市の区域内に住所を有する重度心身障害者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、規則で定める特別の事情がある場合は、対象者が本市の区域内に住所を有しなくても医療費助成金の支給の対象とすることができます。

- (1) 20歳以上の者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)第20条又は第21条に規定する障害児福祉手当の支給の制限の要件に該当する者と同等な経済状態にある旨の市長の認定を受けたもの
- (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条から第8条までに規定する支給の制限の要件に該当する場合における当該児童
- (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、他の法令により国又は地方公共団体の負担による医療費の全額支給を受けている者

<b>標準処理期間</b>	14日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 130

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	受給者証の再交付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重度心身障害者医療費助成条例施行規則 第3条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第78号

**【根拠条文】**

(受給者証の再交付)

第3条 条例第5条の規定により受給者証の再交付を受ける場合は、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証再交付申請書(様式第3号)に当該受給者証を添付して、市長に提出するものとする。

2 受給者又はその保護者は、前項の規定により受給者証の再交付を受けた後、亡失した受給者証を発見したときは、直ちに市長に返還しなければならない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	14日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 131

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	手当の申請及び決定					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市心身障害者福祉手当支給条例 第6条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第142号					
<b>【根拠条文】</b>						
(申請及び決定)						
第6条 手当の支給を受けようとする者は、市長に対してその旨を申請し、支給の決定を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第3条の規定による。						
(受給の資格)						
第3条 市内に居住している障害者又はその保護者(前条各号に規定する者を現に扶養し、かつ、その生計を維持している者)は、この条例に定めるところにより手当を受けることができる。						
2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項に規定する施設に入所している者に対しては、現に扶養している本市在住の保護者に福祉手当を支給する。						
3 特別児童扶養手当等に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の受給対象児に対しては、手当を支給しない。						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
※手当の申請は隨時受け付けるが、決定については年末の支給に際して行うため標準処理期間は設定できない。						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 135

担当部署: 市民部 国保年金課

<b>処分の概要</b>	出産育児一時金の支給
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市国民健康保険条例 第5条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第144号

**【根拠条文】**

(出産育児一時金)

第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	7日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和5年12月1日

ID: 136

担当部署: 市民部 国保年金課

処分の概要	葬祭費の支給					
例規名 根拠条項	南アルプス市国民健康保険条例 第6条第1項					
例規番号	平成15年条例第144号					
<b>【根拠条文】</b> (葬祭費) 第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、5万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法又は高齢者医療確保法の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	60日					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 140

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	保険料の徴収猶予
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市介護保険条例 第10条
<b>例規番号</b>	平成15年条例第145号

**【根拠条文】**

(保険料の徴収猶予)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が身心に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
  - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 徴収猶予を必要とする理由

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	30日以内		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 141

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	保険料の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市介護保険条例 第11条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第145号

**【根拠条文】**

(保険料の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
  - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
  - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
  - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく減少したこと。
  - (5) 第1号被保険者が、刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたこと。
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、災害その他特別な事情により、当該期日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、この限りでない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
  - (2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
  - (3) 減免を必要とする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	30日以内
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年10月16日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 143

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市健康管理センター条例 第9条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第146号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第9条 健康管理センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。						
<b>【基準】</b>						
第8条及び第10条の規定による。						
(利用者の範囲)						
第8条 健康管理センターを利用することができる者は、市内に居住し、又は勤務し、かつ、第3条に規定する事業に関する活動を行う者で、市長が認めるものとする。ただし、運営に支障のない場合において市長の認める者については、この限りでない。						
(利用の制限)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康管理センターの利用を許可しない。						
(1) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。						
(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。						
(3) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。						
(4) 介護を必要とする者について、介護者のないとき。						
(5) 前各号に掲げるもののほか、健康管理センターの管理上支障があるとき又は指定管理者が適当でないと認めるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年1月17日			

ID: 154

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	許可証の再交付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第20条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第150号					
<b>【根拠条文】</b>						
(許可証の再交付)						
第20条 許可業者は、許可証を紛失し、き損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を市長に届け出るとともに、許可証の再交付を申請しなければならない。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	許可証再交付申請受付日から7日(許可証の再交付までの)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 158

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市墓地条例 第4条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第153号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第4条 墓地を利用する者は、市長に申請し、その許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第5条の規定による。						
(利用者の資格)						
第5条 墓地の利用許可を受けようとする者は、本市に住所を有する者でなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	墳墓施設等設置承認申請日から2週間(14日)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 160

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市墓地条例 第8条ただし書
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第153号

**【根拠条文】**

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない、ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

**【基準】**

南アルプス市墓地条例施行規則第4条の規定による。

(使用料の還付)

第4条 条例第8条ただし書の規定による使用料の還付は、墳墓地を利用する前に利用権を返還した場合に限るものとし、還付金額は、次の算式により計算した額とする。

既納使用料×((10－経過年数)／10)=還付金額

2 前項の場合において、経過年数に1年未満の端数を生じたときは、その端数は、1年として計算する。

<b>標準処理期間</b>	設定不可		
<b>備考</b>	通常還付は想定していないので予算計上していないため財政課との協議結果次第		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 163

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	利用許可証の再交付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市墓地条例施行規則 第8条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第89号					
<b>【根拠条文】</b> (利用許可証の再交付) 第8条 利用許可証を亡失し、又は汚損したときは、墳墓地利用許可証再交付申請書(様式第8号)にその事実を証する書類を添えて市長に提出し、再交付を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	再交付申請日から2週間(14日)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 164

担当部署: 市民部 環境課

処分の概要	改葬の許可					
例規名 根拠条項	南アルプス市墓地条例施行規則 第11条					
例規番号	平成15年規則第89号					
<b>【根拠条文】</b>						
(改葬)						
第11条 利用者は、他に改葬しようとするときは、改葬承認申請書(様式第10号)に改葬許可証及び利用許可証を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	改葬承認申請日から2週間(14日)					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 166

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	除去申出の決定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例 第7条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第155号

**【根拠条文】**

(除去の申出)

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、占有者等の申出により、そのあき地の雑草の除去を行うことができる。

**【基準】**

あき地に繁茂した雑草の除去に関する条例施行規則第7条の規定による。

(特別な理由)

第7条 条例第7条第1項の特別な理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 占有者等が老齢又は心身の故障等により、雑草を除去することが困難な場合
- (2) 占有者等が遠隔地に居住しているため、雑草を除去することができない場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が占有者等において雑草を除去することができないと認めた場合

<b>標準処理期間</b>	設定不可		
<b>備考</b>	第三者へ委託することになり、日程調整が必要であり明確に定めることができない。		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 170

担当部署: 建設部 農林土木課

<b>処分の概要</b>	分担金徴収の延期及び減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市土地改良事業及び山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例 第4条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第159号					
<b>【根拠条文】</b>						
(分担金徴収の延期等)						
第4条 市長は、第2条の分担金を徴収するに当たり、天災その他特別の事情によって当該分担金を徴収し難い者があると認めるときは、その者に係る分担金の徴収の時期を延期し、又は当該分担金を減額し、若しくは免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	14日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成28年9月28日			

ID: 171

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	助成金の支給
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農林業後継者奨学助成金支給条例 第5条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第160号

**【根拠条文】**

(助成金の支給方法)

第5条 助成金は、受給者本人の請求に基づき、年2回に分け、9月と3月にそれぞれ4万8,000円ずつ支給する。

**【基準】**

第2条の規定による。

(資格要件)

第2条 助成金の支給を受ける者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 専門学校山梨県立農林大学校設置及び管理条例(平成19年山梨県条例第35号)に規定する専門学校山梨県立農林大学校(以下「農林大学校」という。)に在学していること。
- (2) 学業及び人物が共に優れ、かつ、健康であること。
- (3) 市内に住所を有する者であること。

<b>標準処理期間</b>	5月中を期限に申請書を受付け、9月と3月に支給		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日

ID: 197

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	排水設備の工事の施工及び業者指定					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市農業集落排水施設条例 第5条					
<b>例規番号</b>	平成15年条例第170号					
<b>【根拠条文】</b> (排水設備の工事の施工及び業者指定) 第5条 排水設備の新設等の工事の施工については、下水道工事に必要な資格、技術及び設備を備える者のうちから管理者が定めるものが行う。						
<b>【基準】</b> 南アルプス市農業集落排水施設条例施行規程第7条の規定による。 (排水設備の指定工事店の指定) 第7条 条例第5条の下水道工事に必要な資格、技術及び設備を備える者は、南アルプス市公共下水道条例(平成15年南アルプス市条例第214号)により定められた下水道排水設備指定工事店とする。						
<b>標準処理期間</b>	該当なし。					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年10月16日			

ID: 200

担当部署: 上下水道局 総務課

<b>処分の概要</b>	使用料等の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農業集落排水施設条例 第13条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第170号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の減免) 第13条 管理者は、特別の事情があると認めるときは、使用料又は加入金を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
<b>標準処理期間</b>	約14日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年10月16日			

ID: 212

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	アヤメの里活性化施設・ほたるみ館条例 第9条					
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第20号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第9条 ほたるみ館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b>						
第10条の規定による。						
(利用の制限)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ほたるみ館の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) ほたるみ館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、ほたるみ館の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 214

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市落合創造館アミカル条例 第5条					
例 規 番 号	平成15年条例第245号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第5条 落合創造館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 217

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	使用料の減免					
例規名 根拠条項	南アルプス市落合創造館アミカル条例 第8条第2項					
例規番号	平成15年条例第245号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料) 第8条 2 市長は、公益上必要があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 218

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	使用料の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市落合創造館アミカル条例 第8条第3項ただし書					
例規番号	平成15年条例第245号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第8条						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰さない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 219

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	利用の取下げ及び変更の承認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市落合創造館アミカル条例施行規則 第6条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年規則第152号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の取消し等) 第6条 申請者は、利用の申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、利用期日の前日までに市長に申し出て、その承認を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 220

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市農業体験実習館条例 第8条					
<b>例規番号</b>	平成17年条例第37号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第8条 実習館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第9条の規定による。						
(利用の制限)						
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習館の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 実習館の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、実習館の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 222

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	行為の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市総合交流ターミナル条例 第10条					
例 規 番 号	平成17年条例第38号					
<b>【根拠条文】</b> (行為の制限) 第10条 交流ターミナルにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真、映画又はテレビジョンの撮影をすること。 (3) 興行をすること。 (4) 展示会、集会、祭礼その他これらに類する催しをすること。 (5) 花火、キャンプファイヤー等を行うため火気を使用すること。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間						
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 223

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市総合交流ターミナル条例 第11条					
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第38号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第11条 芝生広場又はゲートボール場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第12条の規定による。						
(利用の制限)						
第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交流ターミナルの利用を拒むことができる。						
(1) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。						
(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。						
(3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(4) 交流ターミナルの施設又は設備を汚染し、又は破損するおそれがあると認められるとき。						
(5) 前各号に掲げるもののほか、交流ターミナルの管理上支障があると認められたとき。						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 225

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	利用の決定					
例規名 根拠条項	南アルプス市汗かき農園条例施行規則 第3条					
例規番号	平成15年規則第99号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の決定) 第3条 市長は、施設の利用申請順位により利用を決定するものとする。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間						
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 226

担当部署：建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	行為の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農村公園条例 第4条
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第21号

【根拠条文】

### (行為の制限)

第4条 農村公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業としての写真、映画又はテレビジョンの撮影をすること。
  - (3) 興行をすること。
  - (4) 展示会、集会、祭礼その他これらに類する催しをすること。
  - (5) 花火、キャンプファイア等を行う為に火気を使用すること。

## 【基準】

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	
<b>備考</b>	実例が無いため未設定
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日

ID: 231

担当部署: 建設部 農林土木課

処分の概要	分担金徴収の延期等					
例規名 根拠条項	南アルプス市林道事業の経費の賦課徴収に関する条例 第6条					
例規番号	平成15年条例第179号					
<b>【根拠条文】</b> (分担金徴収の延期等) 第6条 市長は、分担金を徴収する場合において、天災その他特別の事情により当該分担金を徴収し難い者があると認めるときは、その者に係る分担金の徴収を延期し、又は当該分担金を減額し、若しくは免除することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	14日					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 232

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	行為の許可					
例規名 根拠条項	南アルプス市緑地広場条例 第9条					
例規番号	平成18年条例第22号					
<b>【根拠条文】</b> (行為の制限) 第9条 緑地広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業としての写真、映画又はテレビジョンの撮影をすること。 (3) 興行をすること。 (4) 展示会、集会、祭礼その他これらに類する催しをすること。 (5) 花火、キャンプファイア等を行う為に火気を使用すること。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間						
備考	実例が無いため未設定					
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成21年10月7日			

ID: 233

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	管理棟利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市緑地広場条例 第10条					
<b>例 規 番 号</b>	平成18年条例第22号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第10条 管理棟を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 第11条の規定による。 (利用の制限) 第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、管理棟の利用を拒むことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 施設を汚染し、又は破損するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理棟の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	7日(平均日)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成21年10月7日			

ID: 238

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	利用の許可					
例規名 根拠条項	南甘利山山麓ふれあいの杜条例 第7条第1項					
例規番号	平成17年条例第39号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第7条 ふれあいの杜を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b> 第8条の規定による。 (利用の制限) 第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ふれあいの杜の利用を拒むことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) ふれあいの杜の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、ふれあいの杜の管理上支障があると認められるとき。						
標準処理期間	1日					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 242

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	工事指定店の指定					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市温泉給湯規則 第17条					
<b>例規番号</b>	平成15年規則第104号					
<b>【根拠条文】</b>						
(指定)						
第17条 市長は、前条の規定により指定の申請があったときは、これを審査し、適當と認めるときは、当該申請をした者について指定を行う。						
<b>【基準】</b>						
第15条の規定による。						
(指定の基準)						
第15条 工事指定店の指定(以下「指定」という。)は、次に掲げる基準により毎年3月に行う。ただし、市長は、必要と認めるときは、臨時に指定を行うことができる。						
(1) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者であること。						
(2) 相当の信用があり、かつ、山梨県内に住所又は営業所を有していること。						
(3) 工事に関する専門の技術者を置いていること。						
(4) 工事に必要な設備器材を備えていること。						
<b>標準処理期間</b>	30日以内					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 244

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	維持料の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例 第2条第2項ただし書					
例規番号	平成15年条例第189号					
<b>【根拠条文】</b>						
(維持料) 第2条 2 既納の維持料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間	10日以内					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 248

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	利用許可の取消し					
例規名 根拠条項	南アルプス市ふるさと文化伝承館条例 第8条					
例規番号	平成15年条例第191号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の制限) 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができる。 (1) 施設、器具その他の物件又は収蔵資料を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 249

担当部署: 教育委員会 文化財課

処分の概要	利用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市ふるさと文化伝承館条例 第7条					
例 規 番 号	平成15年条例第191号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第7条 ふるさと文化伝承館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 250

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	利用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市ふるさと天文館条例 第3条					
例 規 番 号	平成15年条例第192号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第3条 ふるさと天文館を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	1日					
備考						
設 定 年 月 日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成27年10月2日			

ID: 253

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市ふるさと天文館条例 第5条第2項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第192号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第5条 利用の許可を受けた者は、当該許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	7日以内					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成27年10月2日			

ID: 254

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市ふるさと天文館条例 第5条第3項ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第192号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第5条 利用の許可を受けた者は、当該許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	7日以内					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成27年10月2日			

ID: 257

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	天恵泉白根桃源天笑閣条例 第7条					
<b>例規番号</b>	平成18年条例第25号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 天笑閣を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、天笑閣の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 天笑閣の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、天笑閣の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 261

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市さくらの里いこいの家条例 第7条第1項					
<b>例規番号</b>	平成17年条例第40号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 さくらの里いこいの家を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
2 指定管理者は、さくらの里いこいの家の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、さくらの里いこいの家の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) さくらの里いこいの家の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、さくらの里いこいの家の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 263

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名</b>	南アルプス市森林総合利用休養棟及び南アルプス市芦安農産物特産物直売所加工					
<b>根 拠 条 項</b>	施設条例 第5条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第41号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第5条 休養棟等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
2 指定管理者は、休養棟等の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。						
<b>【基準】</b>						
第6条の規定による。						
(利用の制限)						
第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、休養棟等の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 休養棟等の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、休養棟等の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和3年11月15日			

ID: 265

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市金山沢公園条例 第7条					
<b>例規番号</b>	平成17年条例第42号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 公園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 271

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市交流施設やまなみの湯条例 第7条					
<b>例規番号</b>	平成17年条例第43号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 やまなみの湯を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、やまなみの湯の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) やまなみの湯の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、やまなみの湯の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 273

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可(変更等許可を含む。)					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市山荘条例 第6条第1項					
<b>例規番号</b>	平成18年条例第29号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第6条 山荘を利用しようとする者は、あらかじめ規則で定める方法により申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも同様とする。						
<b>【基準】</b>						
第7条の規定による。						
(利用の制限)						
第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、山荘の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 山荘の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、山荘の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 275

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可(変更等許可を含む。)					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市山梨県北岳山荘の管理に関する条例 第6条第1項					
<b>例規番号</b>	平成15年条例第203号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第6条 山梨県北岳山荘を利用しようとする者は、あらかじめ規則で定める方法により申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を取り消し、又は変更しようとするときも同様とする。						
2 指定管理者は、施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和7年7月15日			

ID: 280

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	入館の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市芦安山岳館条例 第5条第1項					
<b>例規番号</b>	平成15年条例第204号					
<b>【根拠条文】</b>						
(入館の許可)						
第5条 山岳館に入館しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。						
2 市長は、山岳館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。						
<b>【基準】</b>						
第6条の規定による。						
(入館の制限)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館の許可を取り消し、又は入館を許可しないものとする。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前条第1項の許可を受けた者(以下「入館者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは市長の指示した事項に違反したとき。						
(4) 天災地変その他の避けることのできない理由により必要があると認められるとき。						
(5) 前各号に掲げるもののほか、山岳館の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 288

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	アヤメの里伊奈ヶ湖周辺保健休養施設条例 第7条					
<b>例規番号</b>	平成17年条例第44号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 アヤメの里保健休養施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、アヤメの里保健休養施設の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) アヤメの里保健休養施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、アヤメの里保健休養施設の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 295

担当部署: 建設部 道路整備課

<b>処分の概要</b>	占用料の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市道路占用料徴収条例 第4条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第208号

**【根拠条文】**

(占用料の減免)

第4条 市長は、次に掲げるものに係る占用料については、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第11条の8第1項に規定する応急仮設住宅
- (2) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるもの用に供する施設
- (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件
- (5) 街灯(アーチ型のものを除く。)及び公共の用に供する通路
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者が設ける架空の電線(第2号に掲げるものを除く。)
- (7) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水管で公共的団体が設けるもの(第2号に掲げるものを除く。)
- (8) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者が設けるガス管
- (9) 電気、ガス、電話、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (10) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業に係る停留所標識及び待合所
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	14日間		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成26年1月1日

ID: 297

担当部署: 建設部 道路整備課

処分の概要	延滞金の減免					
例規名 根拠条項	南アルプス市道路占用料徴収条例 第6条第3項					
例規番号	平成15年条例第208号					
<b>【根拠条文】</b> (督促及び延滞金) 第6条 3 市長は、第1項の延滞金の徴収について特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間	14日間					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成21年10月7日			

ID: 298

担当部署: 建設部 管理住宅課

<b>処分の概要</b>	使用等の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市法定外公共物管理条例 第5条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第209号

**【根拠条文】**

(使用等の許可)

第5条 法定外公共物において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。許可の更新を受けようとするときも、同様とする。

- (1) 流水水面又は敷地を使用すること。
- (2) 法定外公共物から生じる石、土砂、砂れき、竹木、草等(以下「生産物」という。)を採取すること。
- (3) 敷地又はその上空若しくは地下に工作物を新築し、改築し、又は除却すること。
- (4) 流水の方向、分量、幅員若しくは深浅又は敷地の現況に著しい影響を及ぼすこと。
- (5) 敷地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(前各号に掲げる行為のため必要なものを除く。)又は竹木の植栽若しくは伐採をすること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	14日間		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成30年12月21日

ID: 302

担当部署: 建設部 管理住宅課

処分の概要	使用料等の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市法定外公共物管理条例 第18条ただし書					
例規番号	平成15年条例第209号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の不還付) 第18条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責めに帰することができない理由により使用等をすることができないときは、当該許可を受けた者の請求により、使用料等の全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	14日間					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 303

担当部署: 建設部 管理住宅課

<b>処分の概要</b>	使用料等の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市法定外公共物管理条例 第19条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第209号
<b>【根拠条文】</b>	
(使用料等の減免)	
第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料等を減額し、又は免除することができる。	
(1) 許可を受けた者が公共の用に供する目的で許可を受けたとき。	
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。	
<b>【基準】</b>	
南アルプス市法定外公共物管理条例施行規則第19条の規定による。	
(使用料等の減免)	
第11条 条例第19条の規定により使用料等を減額し、又は免除する場合及びその基準は、次のとおりとする。	
(1) 他の地方公共団体、日本道路公団又は地方道路公社が道路、水道又は下水道の用に供する場合 免除	
(2) 他の地方公共団体、水害予防組合又は土地改良区が次に掲げる用に供する場合で、営利を目的とせず、かつ、利益を上げないとき 免除	
ア　緑地、公園、ため池、用排水路、火葬場、墓地、ごみ処理施設、し尿処理施設、と畜場その他これらに類する施設	
イ　保護を要する生活困窮者の収容	
ウ　災害発生時における応急対策の実施	
エ　大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第2条第14号に規定する地震防災応急対策の実施	
(3) 国、他の地方公共団体又は公的団体が営利を目的としない事業の用に供する場合 免除	
(4) ガス、電気、認定電気通信事業者が設ける電気通信設備、水道又は下水道の各戸引込地下埋設管等の用に供する場合 免除	
(5) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者が設けるガス管の用に供する場合 10パーセント減額	
(6) 使用許可物件である電柱又は電話柱を支えている支柱(支線を含む。)の用に供する場合 免除	
(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合 市長が定める割合	
<b>標準処理期間</b>	14日間
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日
------------------	------------	----------------------	-------------

ID: 305

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	行為の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市都市公園条例 第2条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第213号					
<b>【根拠条文】</b>						
(行為の制限)						
第2条 都市公園において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。						
(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真、映画又はテレビジョンの撮影をすること。 (3) 興行をすること。 (4) 競技会、集会、展示会、博覧会、祭礼その他これらに類する催し(以下「競技会等」という。)を行うため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (5) 花火、キャンプファイヤー等を行うため火気を使用すること。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	14日(平均日)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成21年10月7日			

ID: 308

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	使用料等の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市都市公園条例 第17条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第213号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料等の減免)						
第17条 市長は、都市公園の利用又は占用が公益に資することその他特別の事由があると認める場合においては、使用料又は占用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
南アルプス市都市公園条例施行規則第17条の規定による。						
(使用料等の減免)						
第6条 条例第17条の規定により使用料又は占用料(以下「使用料等」という。)を減額し、又は免除する割合は、次に定めるとおりとする。						
(1) 市又は市教育委員会が主催するスポーツ、レクリエーション等に利用する場合 100分の100						
(2) 市が経費の一部を負担して共催するスポーツ、レクリエーション等に利用する場合 100分の50						
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長がその都度定める割合						
2 前項の規定により使用料等を減額して算定する場合において、使用料等に前項第2号又は第3号に定める割合を乗じて得た額に10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げるものとする。						
<b>標準処理期間</b>	14日(平均日)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成21年10月7日			

ID: 309

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	使用料等の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市都市公園条例 第18条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第213号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料等の不還付)						
第18条 既納の使用料及び占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
(1) 第11条第2項各号に掲げる場合で許可又は承認を取り消したとき。						
(2) 利用者が自己の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	14日(平均日)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成21年10月7日			

ID: 311

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	下水道排水設備指定工事店の指定
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第6条第1項
<b>例規番号</b>	平成15年条例第214号

**【根拠条文】**

(下水道排水設備指定工事店の指定)

第6条 排水設備等の新設等の工事(管理者が定める軽微な工事を除く。)は、管理者の指定を受けた者(以下「指定工事店」という。)でなければ、行ってはならない。ただし、市において工事を実施するときは、この限りでない。

**【基準】**

第6条の3第1項の規定による。

(指定の基準)

第6条の3 管理者は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行う。

- (1) 営業所ごとに、次条第1項の規定により責任技術者として登録を受けた者を選任していること。
- (2) 工事の施行に必要な機械器具を有する者であること。
- (3) 山梨県内に営業所がある者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ 第6条の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

<b>標準処理期間</b>	14日(指定店証の発行による平均日)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和6年10月16日

ID: 312

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	指定の更新及び再交付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第6条の7
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号

**【根拠条文】**

(指定の更新及び再交付の申請)

第6条の7 指定工事店は、第6条第2項の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、指定の更新を受けなければならない。

- 2 前項の指定の更新を受けようとする者は、有効期間満了の日の10日前までに、第6条の2第2項各号に掲げる事項を記載した申請書に、同条第3項各号に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。
- 3 第6条の9第1項の規定により第6条第1項の指定を取り消され、又はその指定の効力を停止された者は、許可を得て指定工事店証の再交付を受けようとするときは、前項の規定に準じて管理者に申請しなければならない。指定工事店証を紛失し、又は損傷したときも、同様とする。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	受付から指定証の発行まで60日(業者数が多いため)		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日

ID: 314

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	特別使用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第14条の2第1項、第2項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号					
<b>【根拠条文】</b>						
(特別使用)						
第14条の2 排水区域外の汚水を公共下水道に排除しようとする者は、管理者に申請して、その許可を受けなければならない。						
2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、流域下水道管理者及び関係市町村長と協議し、必要と認めるときは、同項の許可をすることができる。						
<b>【基準】</b>						
山梨県流域下水道維持管理要綱第9条による						
<b>標準処理期間</b>	105日(供用及び修理の開始通知書による)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和4年11月14日			

ID: 317

担当部署: 上下水道局 工務課

<b>処分の概要</b>	占用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第22条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号					
<b>【根拠条文】</b>						
(占用)						
第22条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(次条に規定する電線又は物件を除く。)(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占用物件の設置については法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。						
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の目的</li> <li>(2) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の期間</li> <li>(3) 公共下水道の敷地又は排水施設の占用の場所</li> <li>(4) 占用物件の構造</li> <li>(5) 工事実施の方法</li> <li>(6) 工事の期間</li> <li>(7) 公共下水道の復旧の方法</li> </ul>						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	現在、実例無し					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日			

ID: 319

担当部署: 上下水道局 工務課

<b>処分の概要</b>	暗渠の使用の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第22条の3第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号

**【根拠条文】**

(暗渠の使用)

第22条の3 暗渠に電線等を設け、継続して排水施設を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して管理者の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 暗渠の使用の目的
- (2) 暗渠の使用の期間
- (3) 暗渠の使用の場所及び電線等の設置箇所
- (4) 電線等の構造
- (5) 工事実施の方法
- (6) 工事の期間
- (7) 公共下水道の復旧の方法

**【基準】**

第22条の4の規定による。

(暗渠の使用に係る許可の基準)

第22条の4 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請が次に掲げる基準の全てに適合するときは、当該使用を許可することができる。

- (1) 暗渠について使用の申請をする者(以下「申請者」という。)が敷設しようとする電線等が以下の技術的基準に適合すること。
  - ア 電線等を敷設する箇所が下水の排除及び暗渠の管理上支障のない箇所であること。
  - イ 電線等を敷設する管渠の断面積に占める当該電線等の断面積の割合及び電線の本数が下水の排除及び暗渠の管理上支障のないものであること。
  - ウ 電線等の構造が堅牢で、かつ、表面が平滑であって、耐久性、耐蝕性及び耐水性のあるものであること。
  - エ 電線等の敷設により砂、土、汚泥その他これらに類するものが堆積し下水の排除に著しい支障が生じることがないものであること。
  - オ 電線等は、原則として電圧のかからないものであること。
  - カ その他公共下水道の管理上支障とならないものであること。
- (2) 申請者による電線等の敷設に係る工事又は電線等の維持管理の方法が、管理者が示す工事又は維持管理の方法に係る条件及び留意事項に適合していること。
- (3) 申請者がその責に帰すべき事由により暗渠の使用に係る許可の取消しを受けたこと(許可の取消しを受けた法人において、当該取消しがあった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等

以上の支配力を有すると認められる者を含む。次号において同じ。)であったことを含む。)がないこと。

- (4) 申請者が法人である場合、その役員のうちに前号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
  - (5) 申請者が個人である場合、その支配人のうちに第3号に規定する許可の取消しを受けた者がいないこと。
  - (6) 申請者が使用条件に違反しないと見込まれること。
  - (7) 暗渠の使用が道路法(昭和27年法律第180号)その他の公物管理に関する法令の規定の適用を受けるものにあっては、道路占用許可その他の公物の占用の許可等(変更の許可等も含む。)の取得が可能であると見込まれること。
  - (8) 使用の申請に係る暗渠において下水道の管理その他の公共目的の電線等を敷設する具体的な計画があり、電線等を複数敷設することが困難な場合においては、当該公共目的の電線等と一体的な敷設が可能であると見込まれること。
- 2 管理者は、申請者による使用の申請があった日から1月以内に使用の可否についての決定をするものとする。
  - 3 管理者は、前項に規定する期間内に使用の可否についての決定ができない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
  - 4 管理者は、第1項の許可をしない場合においては、その理由を付した書面をもって、申請者にその旨を通知するものとする。
  - 5 管理者は、第1項の許可を受けた者から、暗渠の使用に係る使用料(以下「暗渠使用料」という。)を徴収する。

<b>標準処理期間</b>	現在、実例無し		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和4年11月14日

ID: 323

担当部署: 上下水道局 工務課

<b>処分の概要</b>	原状回復義務の免除					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第23条第1項ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号					
<b>【根拠条文】</b> (原状回復) 第23条 第22条第1項の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき、又は当該占用物件を設ける必要がなくなったときは、当該占用物件を除却し、公共下水道を原状に回復しなければならない。ただし、管理者が原状に回復することが不適当であると認めたときは、この限りでない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	現在、実例無し					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	令和4年11月14日			

ID: 324

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	公共ます及び取付管の特別設置等の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第23条の2第1項、第2項					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号					
<b>【根拠条文】</b>						
(公共ます及び取付管の特別設置等)						
第23条の2 使用者又は排水設備等の所有者は、処理区域内において特別に公共ます及び取付管の設置、移転又は撤去(以下「設置等」という。)を必要とするときは、その旨を管理者に申請しなければならない。						
2 管理者は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適当と認められるときは、公共ます及び取付管の設置等を許可するものとする。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
南アルプス市下水道公共汚水ます設置負担基準による						
<b>標準処理期間</b>	申請日より設置まで50日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日			

ID: 327

担当部署: 上下水道局 総務課

<b>処分の概要</b>	使用料等の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市公共下水道条例 第26条					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第214号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料等の減免) 第26条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例で定める使用料等、督促手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	減免申請日より決定通知まで60日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日			

ID: 331

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	負担金の徴収猶予
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第7条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第216号

**【根拠条文】**

(負担金の徴収猶予)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、又は地上権等を有する土地等の状況により、徴収を猶予することが適当であると認められるとき。
- (2) 受益者について災害、盜難その他の事故が生じたことにより、受益者が当該負担金を納付することが困難であるため、徴収を猶予することがやむを得ないと認められるとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第9条第1項の規定による。

(負担金の徴収猶予)

第9条 条例第7条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日又は徴収猶予の理由が発生した日から10日以内に、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。ただし、受益者申告書による場合は、この限りでない。

略

<b>標準処理期間</b>	申請日より決定通知まで30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日

ID: 332

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	負担金の減免等
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第8条
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第216号

**【根拠条文】**

(負担金の減免等)

第8条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用に供し、又は供することを予定している土地に係る受益者
- (2) 地方公共団体が経営する企業の用に供している土地に係る受益者
- (3) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
- (4) 前3号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

**【基準】**

根拠条文に同じ。

南アルプス市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第1項の規定による

(負担金の減免)

第10条 条例第8条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、納入通知書を受け取った日又は減免の理由が発生した日から10日以内に下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。ただし、受益者申告書による場合は、この限りでない。

<b>標準処理期間</b>	申請日より決定通知まで30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日

ID: 338

担当部署: 建設部 管理住宅課

<b>処分の概要</b>	入居の申込み及び決定
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市営住宅条例 第8条第1項、第2項
<b>例規番号</b>	平成15年条例第218号

**【根拠条文】**

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、規則で定めるところにより、入居の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。

**【基準】**

第6条及び第7条の規定による。

(入居者資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者(以下「障害者」という。)その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては第2号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者にあっては第3号及び第6号)に掲げる条件を具備するものでなければならない。ただし、定住促進住宅への入居で、特に市長が認めた場合は、この限りではない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)又は親族に準ずる者として規則で定める者(以下これらを「親族等」という。)があること。

(2) その者の収入がアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからオまでに定める金額を超えないこと。

ア 入居者又は同居者に(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者がある場合 214,000円

(ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(エ) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(オ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

ウ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

エ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係る市営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる市営住宅に入居する場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後にあっては、158,000円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
- (5) 市税(国民健康保険税を含む。)を滞納していない者であること。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1号から第5号までに掲げる条件を具備するものとみなす。

2 前条第2号エに掲げる市営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあっては、同条第2号から第6号まで)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

<b>標準処理期間</b>	1ヶ月間くらい(入居前修繕期間により多少延長もある。)		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年10月16日

ID: 339

担当部署: 上下水道局 給排水課

<b>処分の概要</b>	給水装置工事申込みの承認
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市水道給水条例 第5条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第221号
<b>【根拠条文】</b>	
(給水装置工事の申込み)	
第5条 給水装置工事(修繕を除く。)をしようとする者は、水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。	
2 前項の規定による申込みに当たり、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書又は民法(明治29年法律第89号)第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。	
3 管理者は、第1項の承認を行う場合において、公道内に給水装置を縦断的に敷設しようとする者については、条件を付すことができる。	
<b>【基準】</b>	
南アルプス市水道給水条例施行規程第3条の規定による。	
(工事の申込み)	
第3条 条例第5条第1項の規定による給水装置工事の申込みは、給水装置工事(申込)認可申請書(様式第1号)により行わなければならない。	
2 条例第5条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、利害関係人の同意書を添付するものとする。	
(1) 他人の家屋若しくは土地内に又はこれらを通過して給水装置を設置しようとする場合	
(2) 他人の給水装置から分岐しようとする場合	
(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が同意書を必要とする場合	
3 第1項の申込みにおいて民法(明治29年法律第89号)第213条の2又は第213条の3の適用がある場合は、前項第1号(他人の土地内に又はこれを通過して給水装置を設置する場合に限る。)及び第2号の規定は、適用しない。	
4 前項の場合において、給水装置工事の申込者は、民法第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書を管理者に提出しなければならない。	
5 給水装置工事の申込みを取り消すときは、給水装置工事取消届(様式第2号)により行わなければならない。	
<b>標準処理期間</b>	5日
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

南アルプス市簡易水道事業にも同条例有り

<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和6年10月16日
------------------	------------	----------------------	------------

ID: 342

担当部署: 消防本部 管理課

処分の概要	手数料の免除					
例規名 根拠条項	南アルプス市消防手数料条例 第6条					
例規番号	平成15年条例第224号					
<b>【根拠条文】</b>						
(手数料の免除)						
第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を徴収しない。						
(1) 法令の規定により請求があったとき。 (2) 官公署から申請又は請求があったとき。 (3) 南アルプス市の区域内に住所を有する者が公費の援助又は扶助を受けるために必要とするとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の事情があると認めるとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	5日					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 343

担当部署: 消防本部 予防課

<b>処分の概要</b>	喫煙等の承認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市火災予防条例 第23条第1項ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第228号					
<b>【根拠条文】</b>						
(喫煙等)						
第23条 次に掲げる場所で、消防長が指定する場所においては、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んではならない。ただし、特に必要な場合において消防長が火災予防上支障がないと認めたときは、この限りでない。						
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂若しくは集会場(以下「劇場等」という。)の舞台 又は客席						
(2) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場(以下「百貨店等」という。) の売場又は展示部分						
(3) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物の内部又は周囲						
(4) 第1号及び第2号に掲げるもののほか、火災が発生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
消防機関の行政手続指針(条例・規則)						
<b>標準処理期間</b>	5日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 344

担当部署: 消防本部 予防課

処分の概要	タンクの水張検査等の申出					
例規名 根拠条項	南アルプス市火災予防条例 第47条					
例規番号	平成15年条例第228号					
<b>【根拠条文】</b> (タンクの水張検査等) 第47条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行うことができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。  消防機関の行政手続指針(条例・規則)						
標準処理期間	5日					
備考						
設定年月日	平成18年3月28日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 351

担当部署: 教育委員会 教育総務課

<b>処分の概要</b>	奨学生貸与の申請					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	芦安村活性化対策育英奨学生に関する条例 第5条					
<b>例 規 番 号</b>	平成08年芦安村条例第9号					
<b>【根拠条文】</b>						
(奨学生貸与の申請)						
第5条 前条の規定により申請があったときは、村長は審査のうえ決定し、申請者に対し、奨学生採用決定通知書(様式第2号)によりその結果を14日以内に通知する。						
<b>【基準】</b>						
第2条の規定による。						
(奨学生の資格)						
第2条 この条例により学資(以下「奨学生」という。)を貸与する生徒(以下「奨学生」という。)は、芦安村に住所を有するとともに、居住し、各種学校の高等部、各種養成施設又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する県内の高等学校(以下「高等学校等」という。)に在学し、品行方正、健康で学習意欲が豊かであると認められる者でなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	5月中に貸与する					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 353

担当部署: 教育委員会 教育総務課

<b>処分の概要</b>	奨学金の返還免除
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	芦安村活性化対策育英奨学金に関する条例 第9条
<b>例 規 番 号</b>	平成08年芦安村条例第9号

**【根拠条文】**

(返還の免除)

第9条 奨学金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与された奨学金の全額又は返還済金額を除く残額の返還を免除することができる。なお、奨学金の返還免除を受けようとする者は、奨学金返還免除願を提出しなければならない。

- (1) 疾病その他の理由により貸与された奨学金の返還が不能であると村長が認めたとき。
  - (2) 奨学金の貸与を受けて高等学校等を卒業した日から5年以内に本村に住所を定め、継続して5年以上居住したとき。
- 2 奨学金の貸与を受けて高等学校等を卒業した者は、貸与された奨学金の半額の返還を免除することができる。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	4月中に申請してもらい確認後5月中に通知する		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年3月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 354

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可
<b>例規名 根拠条項</b>	山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行条例 第2条
<b>例規番号</b>	平成11年山梨県条例第48号

**【根拠条文】**

(経営の許可申請)

第二条 法第十条第一項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 墓地等の名称
- 三 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 四 経営の計画
- 五 墓地等の構造
- 六 工事完了予定期日

**【基準】**

第二条、第五条、第六条、第七条及び第八条の規定による。(墓地に係るものにあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。)

(墓地又は火葬場の設置場所の基準)

第五条 墓地又は火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から三百メートル以上離れていること。
- 二 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(墓地の基準)

第六条 区域の面積が一ヘクタール未満である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 墓地の周囲に、樹木等による障壁を設けること。
- 二 墓地内の通路は、砂利敷その他ぬかるみにならない構造とし、その幅員は一メートル以上とすること。
- 三 墓地内に、雨水及び汚水を排出するための排水路その他の排水施設を設けること。
- 四 墓地内に、適当な緑地を設けること。
- 五 墳墓一区画当たりの面積は、三平方メートル以上であること。
- 六 墓地に、管理事務所、便所及び水道施設を設けること。

2 区域の面積が一ヘクタール以上である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 前項第三号から第六号までに掲げる基準
- 二 墳墓の面積の総計は、墓地の区域の面積の三分の一以下とすること。
- 三 墓地の周囲に、かん木等を配置した緑地帯を設けること。
- 四 墓地内の通路は、砂利敷その他ぬかるみにならない構造とし、その幅員は、幹線となるものに

あつては六メートル以上、その他のものにあつては二メートル以上とすること。

五 墓地に、駐車場を設けること。

(納骨堂の基準)

第七条 納骨堂は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 納骨堂の周囲に、樹木等による障壁を設けること。ただし、建物の一部において他の施設と区分して経営する納骨堂にあつては、この限りでない。
- 二 納骨堂に、管理事務所、休憩所、便所及び水道施設を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、納骨装置(焼骨を納めた容器を保管する装置をいう。以下この項において同じ。)が備え置かれた建物(前項第一号ただし書に規定する納骨堂にあつては、当該納骨堂)は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
  - 一 耐火構造とし、内部の設備には、不燃材料を用いること。
  - 二 除湿のための設備を設けること。
  - 三 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。

(火葬場の基準)

第八条 火葬場は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 火葬場の周囲に、樹木等による障壁を設けること。
- 二 火葬炉に、防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。
- 三 火葬場に、管理事務所、待合室、便所及び水道施設を設けること。
- 四 火葬炉が存する建物及び火葬によって生じた骨灰のうち遺族が収骨した残余のものを納めた容器等を保管する施設には、施錠ができること。

<b>標準処理期間</b>	許可申請日から1月(30日)		
<b>備考</b>	是正等の指導から完成届までの期間を除く。		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 355

担当部署: 市民部 環境課

<b>処分の概要</b>	墓地の区域並びに納骨堂及び火葬場の施設の変更の許可並びに墓地、納骨堂及び火葬場の廃止の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県墓地、埋葬等に関する法律施行条例 第3条、第4条
<b>例 規 番 号</b>	平成11年山梨県条例第48号

**【根拠条文】**

(変更の許可申請)

第三条 法第十条第二項の規定により墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 墓地等の名称
- 三 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 四 変更後の経営の計画
- 五 変更後の墓地等の構造
- 六 変更に係る工事完了予定年月日
- 七 変更の理由

(廃止の許可申請)

第四条 法第十条第二項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- 二 墓地等の名称
- 三 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- 四 廃止の理由

**【基準】**

第三条から第五条まで、第六条、第七条及び第八条の規定による。(墓地に係るものにあっては、その区域の面積が〇・五ヘクタール未満であるものに限る。)

(墓地又は火葬場の設置場所の基準)

第五条 墓地又は火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- 一 国道、県道、鉄道、河川、公園、学校、病院その他の公共施設及び住居から三百メートル以上離れていること。
- 二 飲料水を汚染するおそれのない場所であること。

(墓地の基準)

第六条 区域の面積が一ヘクタール未満である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 墓地の周囲に、樹木等による障壁を設けること。
- 二 墓地内の通路は、砂利敷その他ぬかるみにならない構造とし、その幅員は一メートル以上とすること。

- 三 墓地内に、雨水及び汚水を排出するための排水路その他の排水施設を設けること。
- 四 墓地内に、適当な緑地を設けること。
- 五 墓地一区画当たりの面積は、三平方メートル以上であること。
- 六 墓地に、管理事務所、便所及び水道施設を設けること。
- 2 区域の面積が一ヘクタール以上である墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 前項第三号から第六号までに掲げる基準
  - 二 墓地の面積の総計は、墓地の区域の面積の三分の一以下とすること。
  - 三 墓地の周囲に、かん木等を配置した緑地帯を設けること。
  - 四 墓地内の通路は、砂利敷その他ぬかるみにならない構造とし、その幅員は、幹線となるものにあっては六メートル以上、その他のものにあっては二メートル以上とすること。
  - 五 墓地に、駐車場を設けること。

## (納骨堂の基準)

第七条 納骨堂は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 納骨堂の周囲に、樹木等による障壁を設けること。ただし、建物の一部において他の施設と区分して経営する納骨堂にあっては、この限りでない。
- 二 納骨堂に、管理事務所、休憩所、便所及び水道施設を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、納骨装置(焼骨を納めた容器を保管する装置をいう。以下この項において同じ。)が備え置かれた建物(前項第一号ただし書に規定する納骨堂にあっては、当該納骨堂)は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

  - 一 耐火構造とし、内部の設備には、不燃材料を用いること。
  - 二 除湿のための設備を設けること。
  - 三 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。

## (火葬場の基準)

第八条 火葬場は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- 一 火葬場の周囲に、樹木等による障壁を設けること。
- 二 火葬炉に、防臭、防じん及び防音のための装置を設けること。
- 三 火葬場に、管理事務所、待合室、便所及び水道施設を設けること。
- 四 火葬炉が存する建物及び火葬によって生じた骨灰のうち遺族が収骨した残余のものを納めた容器等を保管する施設には、施錠ができること。

<b>標準処理期間</b>	変更の許可申請日から1月(30日)
---------------	-------------------

<b>備考</b>	是正等の指導から完成届までの期間を除く。
-----------	----------------------

<b>設定年月日</b>	平成18年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日
--------------	-----------	----------------	-------

ID: 356

担当部署: 建設部 管理住宅課

<b>処分の概要</b>	広告物等の表示及び設置の許可
<b>例規名 根拠条項</b>	山梨県屋外広告物条例 第7条第1項
<b>例規番号</b>	平成3年山梨県条例第35号

**【根拠条文】**

(許可)

第七条 次に掲げる地域又は場所(禁止地域を除く。以下「許可地域」という。)において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

一 市及び別表第一に掲げる町村の区域

二 自然公園法第五条第一項の規定により指定された国立公園及び同条第二項の規定により指定された国定公園

三 景観法第八条第二項第一号に規定する景観計画区域(知事が指定する区域を除く。)

四 地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域(前条第一項第七号の規定により指定された区域を除く。)

五 山梨県立自然公園条例第五条第一項の規定により指定された県立自然公園

六 山梨県自然環境保全条例第十条第一項の規定により指定された自然活用地区及び自然造成地区

七 山梨県景観条例第九条第一項の規定により指定された景観形成地域

八 都市計画法第二章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域並びに景観地区及び伝統的建造物群保存地区のうち前条第一項第一号の規定により指定された区域

九 道路等の用地及び道路等の用地の両側千メートル以内の地域のうち、道路等の用地から展望できる範囲の地域で、知事が指定するもの

十 学校、図書館、博物館、美術館その他の教育文化施設及びその周囲で、知事が指定する範囲内にある地域

**【基準】**

<b>標準処理期間</b>	1ヶ月を要す		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成18年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	平成30年11月1日

ID: 357

担当部署：建設部 都市計画課

ID: 359

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	変更の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県屋外広告物条例 第12条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成3年山梨県条例第35号					
<b>【根拠条文】</b> (変更の許可等) 第十二条 第七条第一項又は第九条第五項の許可を受けた者は、第七条第三項第四号(第九条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。						
<b>【基準】</b>						
<b>標準処理期間</b>	1ヶ月を要す					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	平成21年10月20日			

ID: 362

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	設計の確認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 第9条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	昭和48年山梨県条例第6号					
<b>【根拠条文】</b>						
(設計の確認)						
第九条 事業主(国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体を除く。以下同じ。)は、工事を施行しようとするときは、当該工事に着手する前に、当該設計が基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(設計基準)						
第八条 事業主は、工事の設計(以下「設計」という。)を定めるにあたつては、別表第一に定める設計の基準(以下「基準」という。)に適合するようにしなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	30日。ただし、開発許可制度運用指針Ⅱ-4を準用					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年2月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成21年10月20日			

ID: 363

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	変更の確認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 第10条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	昭和48年山梨県条例第6号					
<b>【根拠条文】</b> (設計の変更) 第十条 事業主は、前条第一項の規定による確認を受けた設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の設計が基準に適合することについて、知事の確認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。						
<b>【基準】</b>						
<b>標準処理期間</b>	10日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年2月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成21年10月20日			

ID: 364

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	工事の完了検査					
例規名 根拠条項	山梨県宅地開発事業の基準に関する条例 第15条第2項					
例規番号	昭和48年山梨県条例第6号					
<b>【根拠条文】</b> (工事の完了検査) <b>第十五条</b> 2 知事は、前項の届出があつたときは、当該工事が第九条及び第十条の規定による確認をした設計に適合しているかどうかについて検査しなければならない。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間	10日					
備考						
設定年月日	平成18年2月1日	最終変更年月日	平成21年10月20日			

ID: 367

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	工事の完了検査
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県障害者幸住条例 第24条第2項、第3項
<b>例 規 番 号</b>	平成27年山梨県条例第50号

**【根拠条文】**

(工事の完了検査)

**第二十四条**

- 2 知事は、前項の規定による届出を受理した場合においては、その届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る特定施設が特定施設整備基準に適合していることを認めたときは、第一項の規定による届出をした者に対し、適合証を交付しなければならない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
申請→届出済証(平均6日) 完成・検査→適合証交付(おおむね検査日)			

<b>設 定 年 月 日</b>	平成18年2月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年11月1日
------------------	-----------	----------------------	------------

ID: 369

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	現状変更等の許可(金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取りに係るもの)
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県文化財保護条例 第14条第1項
<b>例 規 番 号</b>	昭和31年山梨県条例第29号

**【根拠条文】**

(現状変更等の制限)

第十四条 県指定有形文化財に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
事例無し	平成18年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年11月1日

ID: 371

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	※基準欄参照
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	山梨県文化財保護条例 第35条第1項
<b>例 規 番 号</b>	昭和31年山梨県条例第29号

**【根拠条文】**

(現状変更等の制限)

第三十五条 県指定史跡名勝天然記念物に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

**【基準】**

※許認可等の概要

現状変更等の許可 [小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積(増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。)で三月以内の期間を限って設置されるものの新築、増築、改築又は除却に係るもの] [工作物(建築物を除く。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあっては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)に係るもの] [県指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却に係るもの] [埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修に係るもの] [木竹の伐採(名勝又は天然記念物の県の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)に係るもの]

※基準

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
事例無し	平成18年2月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和2年11月1日

ID: 377

担当部署: 産業観光部 農政課

処分の概要	行為の許可(変更許可を含む。)					
例規名 根拠条項	南アルプス市西地区多目的活性化広場条例 第7条第1項					
例規番号	平成19年条例第4号					
<b>【根拠条文】</b> (行為の制限) 第7条 西地区活性化広場において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為又は興行を目的として利用をすること。 (2) 業としての写真、映画又はテレビジョンの撮影をすること。 (3) 展示会、集会、祭礼その他これらに類する催しをすること。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間	実例なし					
備考						
設定年月日	平成19年12月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 378

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市西地区多目的活性化広場条例 第9条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第4号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第9条 西地区活性化広場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条及び第10条の規定による。						
(利用者の範囲)						
第8条 西地区活性化広場を利用することができる者は、市内の個人又は団体とする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りではない。						
(利用の制限)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、西地区活性化広場の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 前号に掲げるもののほか、施設又は設備の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	即日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成19年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 380

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	変更等の承認
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市西地区多目的活性化広場条例施行規則 第3条
<b>例 規 番 号</b>	平成19年規則第7号

**【根拠条文】**

(利用取消しの申出)

第3条 前条の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の申請を取り下げ、又は申請の内容を変更する場合は、利用日の前日までに指定管理者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、天候の悪化その他利用者の責めに帰することのできない理由により利用できなくなったときは、翌日までにその旨を指定管理者に連絡するものとする。

**【基準】**

<b>標準処理期間</b>	即日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成19年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 386

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	使用の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市芦安交流促進センター条例 第7条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第30号

**【根拠条文】**

(使用の許可)

第7条 交流促進センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。

2 市長は、交流促進センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

**【基準】**

第6条及び第8条の規定による。

(使用者の資格)

第6条 交流促進センターを使用することができる者は、市内に住所を有する者とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りではない。

(使用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交流促進センターの使用を拒むことができる。

- (1) 営利を図る目的で使用するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 交流促進センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、交流促進センターの管理上支障のあると認められるとき。

<b>標準処理期間</b>	即日		
<b>備考</b>	基本的に、予約簿で確認が取れた段階で、許可とする。		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成19年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 389

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市芦安交流促進センター条例 第11条
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第30号

**【根拠条文】**

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。

**【基準】**

南アルプス市芦安交流促進センター条例施行規則第3条の規定による。

(使用料金の減免)

第3条 条例第11条の規定で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が行う事業として使用するとき。 免除
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。 市長が必要と認める額
- 2 前項の規定により使用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ南アルプス芦安交流促進センター使用料金減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の場合において、使用料金の減額又は免除を認めたときは、当該申請者に対し、南アルプス芦安交流促進センター使用料金減免許可書(様式第4号)を交付しなければならない。

<b>標準処理期間</b>	即日		
<b>備考</b>	原則的には、申請者の資格が確認できた段階で、減免の許可をするものとする。		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成19年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 390

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市芦安交流促進センター条例 第12条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第30号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の不還付) 第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は使用者の責めに帰することのできない理由により使用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	(1~2週間)					
<b>備考</b>	実例なし					
<b>設 定 年 月 日</b>	平成19年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 391

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市高度農業情報センター条例 第9条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成19年条例第31号

**【根拠条文】**

(利用の許可)

第9条 情報センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。

2 指定管理者は、情報センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

**【基準】**

第10条の規定による。

(利用の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、情報センターの利用を拒むことができる。

- (1)公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2)情報センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3)前2号に掲げるもののほか、情報センターの管理上支障があると認められるとき。

<b>標準処理期間</b>	無し
---------------	----

**備考**

\*利用許可に関する期間となるが、予約簿または使用一覧表で確認しての申請につき即日交付可能のため処理期間については特に定める必要はない。

<b>設 定 年 月 日</b>	平成19年12月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年1月17日
------------------	-------------	----------------------	------------

ID: 399

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	観覧の承認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第6条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成20年条例第1号					
<b>【根拠条文】</b>						
(観覧の承認)						
第6条 安藤家住宅を観覧しようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(観覧及び使用の制限)						
第8条 教育委員会は、観覧者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は使用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 安藤家住宅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。						
(4) その他、教育委員会が不適当と認めるとき。						
<b>標準処理期間</b>	観覧券の交付があったとき					
<b>備考</b>	制限については即刻適用(不利益処分参照)					
<b>設 定 年 月 日</b>	平成21年10月7日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成26年10月1日			

ID: 401

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	施設の使用許可
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第7条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成20年条例第1号

**【根拠条文】**

(施設の使用許可)

第7条 教育委員会は、安藤家住宅の主屋、茶室及びその他の施設を使用しようとする者と協議を行い、第1条に規定する設置目的に反しないと認める場合において許可を与えることができる。

**【基準】**

第8条の規定による。

(観覧及び使用の制限)

第8条 教育委員会は、観覧者又は使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒み、若しくは退館を命じ、又は使用を拒むことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 安藤家住宅の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、安藤家住宅の管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他、教育委員会が不適当と認めるとき。

<b>標準処理期間</b>	即日		
<b>備考</b>	制限については即刻適用(不利益処分参照)		
<b>設 定 年 月 日</b>	平成21年10月7日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成26年10月1日

ID: 405

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	観覧料又は使用料の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第10条
<b>例 規 番 号</b>	平成20年条例第1号

**【根拠条文】**

(観覧料又は使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により観覧料又は使用料を減額し、又は免除することができる。

**【基準】**

南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例施行規則第5条の規定による。

(観覧料又は使用料の減免)

第5条 条例第10条の規定で定める観覧料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 毎週土曜日において、市内外の小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒が観覧するとき。 100分の100
  - (2) 市内小学校、中学校及び特別支援学校の児童又は生徒並びに引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧をするとき。 100分の100
  - (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳の交付を受けている者が観覧するとき。 100分の100
  - (4) 前号に掲げる者1人につき介護者1人が観覧するとき。 100分の100
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。
- 2 条例第10条の規定で定める使用料の減免の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市又は教育委員会が共催の事業のとき。 100分の100
  - (2) 市又は教育委員会が後援の事業のとき。 100分の50
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要があると認めるとき。
- 3 第1項第2号及び第5号に該当する場合の観覧料又は前項各号に該当する使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ安藤家住宅観覧料・使用料減免申請書(様式第4号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定により減免を許可したときは、当該申請者に対し、安藤家住宅観覧料・使用料減免許可書(様式第5号)を交付するものとする。

<b>標準処理期間</b>	約2～3日
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	平成21年10月7日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	------------	---------	-------

ID: 406

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	観覧料及び使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例 第11条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成20年条例第1号					
<b>【根拠条文】</b>						
(観覧料及び使用料の不還付)						
第11条 既納の観覧料及び使用料は還付しない。ただし、市長は観覧者又は使用者の責めに帰さない理由により観覧又は使用することが出来なくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	実例なし					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成21年10月7日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 407

担当部署: 教育委員会 文化財課

<b>処分の概要</b>	申請内容の変更許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市重要文化財安藤家住宅条例施行規則 第4条第3項					
<b>例 規 番 号</b>	平成20年教育委員会規則第7号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用の申込み)						
第4条						
3 第1項の規定により使用の許可を受けた者は、申請書の内容を変更しようとするときは、速やかに安藤家住宅施設使用変更申請書(様式第3号)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
<b>標準処理期間</b>	約2~3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成21年10月7日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 411

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプスクラインガルテン条例 第6条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成20年条例第19号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第6条 簡易宿泊施設付き農園を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。						
2 日帰り農園を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
3 簡易宿泊施設付き農園及び日帰り農園の利用許可を受けた者(以下「農園利用者」という。)及びその家族は、管理棟、休憩棟、駐車場及びその他付随する施設を利用する。						
4 前3項の規定にかかわらず、指定管理者が認めるときは、クラインガルテンを利用するものとする。ただし、簡易宿泊施設付き農園の利用は除く。						
<b>【基準】</b>						
第9条の規定による。						
(利用の制限)						
第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、クラインガルテンの利用を制限し、若しくは停止させ、又は利用許可を取り消すことができる。						
(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。						
(2) 施設を汚損し、又は破壊するおそれがあると認められるとき。						
(3) 管理上支障があるとき。						
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が利用するおそれがあると認められるとき。						
(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用させることが適当でないと認めるとき。						
<b>標準処理期間</b>	募集～抽選に2～3箇月、抽選後手続終了に1～2箇月					
<b>備考</b>	利用者は、空きが出た際に公募のうえ、多数の場合は抽選を行い、候補者を決定する。 既利用者が入会金の有効年内に継続する場合は、更新手続のみを行う。 その他、イベント等により特別に利用許可を出す場合等がある。					
<b>設 定 年 月 日</b>	平成21年10月7日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 414

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプスクラインガルテン条例 第12条ただし書
<b>例 規 番 号</b>	平成20年条例第19号

**【根拠条文】**

(使用料の不還付)

第12条 既に納付した入会金使用料、延長期間入会金使用料及び年間使用料は、還付しない。ただし、簡易宿泊施設付き農園利用者について市長が特に必要があると認めたときは、全部又は一部を還付することができる。

**【基準】**

南アルプスクラインガルテン条例施行規則第14条の規定による。

(使用料の還付)

第14条 条例第12条の規定により使用料を還付することができる場合は、次のとおりとする。この場合において、還付の額は、別表に定めた額とする。

- (1) 非常災害その他農園利用者の責めに帰することができない理由により、利用できなかつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

<b>標準処理期間</b>	実例なし		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成21年10月7日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日

ID: 417

担当部署: 教育委員会 教育総務課

<b>処分の概要</b>	奨学金の貸付け					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市奨学金条例 第3条					
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第1号					
<b>【根拠条文】</b>						
(貸付申請)						
第3条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより教育委員会に申請しなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第2条の規定による。						
(奨学金の貸付対象者)						
第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。						
(1) 本市に居住する者の被扶養者であること。						
(2) 学校等に在学している者であること。						
(3) 向学の意欲が高く進んで修学を望む者であること。						
(4) 経済的理由により修学が困難であると認められる者であること。						
<b>標準処理期間</b>	4月末日(休みの場合は最初の営業日)に提出し、5月末までに決定					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 418

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市健康福祉センター条例 第7条					
<b>例 規 番 号</b>	平成21年条例第31号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 健康福祉センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。						
<b>【基準】</b>						
第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、健康福祉センターの利用を許可しないものとする。						
(1) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。						
(2) 公共の秩序を乱し、又はそのおそれがあるとき。						
(3) 健康福祉センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、健康福祉センターの管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 421

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

処分の概要	使用料の減免					
例規名 根拠条項	南アルプス市健康福祉センター条例 第12条					
例規番号	平成21年条例第31号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料の減免) 第12条 市長は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b> 南アルプス市健康福祉センター条例施行規則第5条第1項の規定による。 (使用料の減免) 第5条 条例第12条の規定で定めた基準は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市が行う事業として利用するとき 免除 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額						
標準処理期間	14日(通知による平均日)					
備考						
設定年月日	平成22年10月5日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 422

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市健康福祉センター条例 第13条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成21年条例第31号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の還付等)						
第13条 市長は、既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。						
(1) 利用者の責めに帰さない事由により利用することができなくなったとき。 (2) 利用日の前2日までに利用の取り消しを申し出、市長が認めたとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	3日(事務処理上の時間の確保)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 423

担当部署: 保健福祉部 健康増進課

<b>処分の概要</b>	利用の取消し又は変更の承認					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市健康福祉センター条例施行規則 第4条					
<b>例 規 番 号</b>	平成21年規則第30号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の取消し又は変更)						
第4条 利用者は、利用の申請を取り消し、又は申請内容の変更をする場合は、健康福祉センター利用(取消し・変更)申請書(様式第3号)に許可書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。						
2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、健康福祉センター利用(取消し、変更)許可書(様式第4号)を交付するものとする。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	内容による。					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 424

担当部署: 産業観光部 商工振興課

<b>処分の概要</b>	融資の決定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市小規模企業者小口資金融資促進条例 第9条第3項
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第17号

**【根拠条文】**

(融資の申込み)

第9条

3 協会は、第1項の規定による申込書を受理した場合は、その適否を決定し、市長を経由して申込者に通知するものとし、前項の規定により申込書を受理した場合は、速やかに保証の適否を決定し、市長を経由して申込者に通知するものとする。

**【基準】**

南アルプス市小規模企業者小口資金融資促進条例施行規則第2条の規定による。

(資格要件)

第2条 条例第8条に規定する規則で定める資格要件は、次によるものとする。

- (1) 個人にあっては、信用保証委託の申込みの日以前1年以上市内に居住し、県内に店舗、工場又は事業所を有していること。
- (2) 法人にあっては、信用保証委託の申込みの日以前1年以上市内に店舗、工場又は事業所を有していること。
- (3) 信用保証委託の申込みの日以前1年以上同一の業種に属する事業を行っていること。
- (4) 事業税又は市民税の所得割のいずれかについて、信用保証委託の申込みの日以前1年間において、納期が到来した税額について完納していること。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 425

担当部署: 消防本部 管理課

処分の概要	利用の許可					
例 規 名 根 拠 条 項	南アルプス市地域防災交流センター条例 第6条第1項					
例 規 番 号	平成22年条例第28号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第6条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。						
<b>【基準】</b>						
標準処理期間	申請時					
備考						
設定年月日	平成22年10月5日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 428

担当部署: 消防本部 管理課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市地域防災交流センター条例 第10条					
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第28号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第10条 市長は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市地域防災交流センター条例施行規則第5条第1項の規定による。						
(使用料の減免の基準)						
第5条 条例第10条の規定で定めた基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める。						
(1) 市が行う事業として利用するとき 免除						
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額						
<b>標準処理期間</b>	内容による。					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 429

担当部署: 消防本部 管理課

処分の概要	使用料の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市地域防災交流センター条例 第11条ただし書					
例規番号	平成22年条例第28号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の還付)						
第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。						
(1) 利用者の責めに帰することのできない事由により利用することができなくなったとき。 (2) 利用日の前2日までに利用の取消しを申し出、市長が認めたとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
標準処理期間	内容による。					
備考						
設定年月日	平成22年10月5日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 430

担当部署: 消防本部 管理課

<b>処分の概要</b>	利用の取消し又は変更の承認
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市地域防災交流センター条例施行規則 第4条
<b>例 規 番 号</b>	平成22年規則第24号

**【根拠条文】**

(利用の取消し又は変更)

第4条 利用者は、利用の申請を取り消し、又は申請内容の変更をする場合は、地域防災交流センター利用(取消・変更)申請書(様式第3号)に許可書を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、地域防災交流センター利用(取消・変更)許可書(様式第4号)を当該申請をした者に交付するものとする。

**【基準】**

<b>標準処理期間</b>	申請時		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成22年10月5日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 431

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	景観形成推進団体の認定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市景観まちづくり条例 第11条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第36号

**【根拠条文】**

(景観形成推進団体の認定)

第11条 市長は、当該推進地区の良好な景観形成を行うことを目的として設立する市民組織であって、規則で定める認定の要件に該当するものを景観形成推進団体(以下「推進団体」という。)として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする団体は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、推進団体を認定しようとするときは、南アルプス市景観審議会の意見を聞くものとする。
- 4 市長は、推進団体が規則で定める認定の要件に該当しなくなったときは、認定を取り消さなければならない。

**【基準】**

南アルプス市景観まちづくり条例施行規則第5条第1項の規定による。

(景観形成推進団体の認定等)

第5条 条例第11条第1項の景観形成推進団体は、次の要件に該当する団体とする。

- (1) 条例第10条第1項の規定により指定された景観形成推進地区内の市民組織であること。
  - (2) 活動の内容が土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
  - (3) 規約、会則、定款等を有していること。
  - (4) 法令又は条例に違反する行動を行っていないこと。
  - (5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
  - (6) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
  - (7) 営利を目的とした活動を行っていないこと。
- 2 条例第11条第2項に規定する景観形成推進団体の認定の申請は、景観形成推進団体認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
    - (1) 規約、会則、定款等
    - (2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記載した書類
    - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
  - 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、景観形成推進団体認定(不認定)通知書(様式第2号)により代表者に通知するものとする。

<b>標準処理期間</b>	(実例なし)
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	平成23年9月30日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	------------	---------	-------

ID: 433

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	景観形成活動団体の登録
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市景観まちづくり条例 第15条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第36号

**【根拠条文】**

(景観形成活動団体の登録)

第15条 市民等は、良好な景観形成の推進を目的とする団体を結成したときは、市長に対して景観形成活動団体(以下「活動団体」という。)として、登録の届出をすることができる。

- 2 市長は、前項の規定による届出をした活動団体が規則で定める要件に該当すると認めるときは、活動団体として登録するものとする。
- 3 市長は、活動団体を登録しようとするときは、南アルプス市景観審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、活動団体を登録したときは、当該団体の名称及び活動内容等を公表するものとする。
- 5 市長は、活動団体として登録した団体が解散したとき、又は規則で定める要件に該当しなくなったときは、当該登録を取り消さなければならない。

**【基準】**

南アルプス市景観まちづくり条例施行規則第9条第1項の規定による。

(景観形成活動団体の登録等)

第9条 条例第15条第1項の景観形成活動団体は、次の要件に該当する団体とする。

- (1) 活動の内容が土地又は建築物その他の工作物の利用を不当に制限するものでないこと。
- (2) 規約、会則、定款等を有していること。
- (3) 法令又は条例に違反する行動を行っていないこと。
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する活動を行っていないこと。
- (5) 宗教的活動又は政治的活動を行っていないこと。
- 2 条例第15条第1項の景観形成活動団体の登録の届出は、景観形成活動団体登録届出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
  - (1) 規約、会則、定款等
  - (2) 代表者及び構成員の住所及び氏名を記載した書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その適否を決定し、景観形成活動団体登録(不登録)通知書(様式第6号)により代表者に通知するものとする。

<b>標準処理期間</b>	(実例なし)
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	平成23年9月30日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	------------	---------	-------

ID: 437

担当部署: 産業観光部 農政課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市八田農畜産物処理加工施設条例 第9条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成22年条例第37号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第9条 農畜産物処理加工施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。						
2 指定管理者は、農畜産物処理加工施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。						
<b>【基準】</b>						
第10条の規定による。						
(利用の制限)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、農畜産物処理加工施設の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 農畜産物処理加工施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 前2号に掲げるもののほか、農畜産物処理加工施設の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	(実例なし)					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成23年9月30日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 441

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	使用料の免除
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市ヘリポート条例 第7条
<b>例規番号</b>	平成24年条例第24号

**【根拠条文】**

(使用料の免除)

第7条 市長は、規則で定める基準により使用料を免除することができる。

**【基準】**

南アルプス市ヘリポート条例施行規則第8条の規定による。

(使用料の免除の基準)

第8条 条例第7条に規定する使用料の免除の基準は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する使用料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が利用するとき 使用料の全額
- (2) 離陸後天候不良等のやむを得ない事情により再度着陸のため利用したとき 着陸料の全額
- (3) やむを得ない事情により不時着のため利用したとき 着陸料の全額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別な理由があると認めるとき 市長が免除の必要があると認める使用料の全額

<b>標準処理期間</b>	7日以内		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成24年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日

ID: 442

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付承認					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市ヘリポート条例 第8条ただし書					
<b>例規番号</b>	平成24年条例第24号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料の不還付) 第8条 納付済みの使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
<b>標準処理期間</b>	実例なし					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成24年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 449

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可
<b>例 規 名 根拠条項</b>	南アルプス市生涯学習センター条例 第7条(第12条第4項において準用する場合を含む。)
<b>例 規 番 号</b>	平成26年条例第8号

**【根拠条文】**

(利用の許可)

第7条 生涯学習センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

**【基準】**

第8条の規定による。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生涯学習センターの利用を許可せず、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 生涯学習センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為又は興行を目的として利用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生涯学習センターの管理上支障があると認められるとき。

<b>標準処理期間</b>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成26年10月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 452

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市生涯学習センター条例 第9条第2項					
<b>例 規 番 号</b>	平成26年条例第8号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第9条 第7条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 使用料は、教育委員会規則で定める基準により減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市生涯学習センター条例施行規則第4条の規定による。						
(使用料の減免)						
第4条 条例第9条第2項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。						
2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条の規定による申請の際、申請書に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。						
3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第2条第2項の許可書の交付の際、あわせてその可否を通知するものとする。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成26年10月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年1月17日			

ID: 453

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市生涯学習センター条例 第9条第3項ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成26年条例第8号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第9条 第7条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可の際、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 使用料は、教育委員会規則で定める基準により減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>						
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成26年10月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 456

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	事業者の登録
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市基準該当障害福祉サービス等事業者の登録等に関する規則 第3条
<b>例 規 番 号</b>	平成26年規則第25号

**【根拠条文】**

(登録)

第3条 基準該当障害福祉サービス等を行う者は、この規則で定めるところにより、市長の登録を受けることができる。

**【基準】**

第4条の規定による。

(登録の申請等)

第4条 前条の登録を受けようとする者は、基準該当障害福祉サービス等の事業を行う事業所ごとに、基準該当障害福祉サービス等事業者登録申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
  - (2) 事業所の設備の概要
  - (3) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
  - (4) 事業所のサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る登録の申請に限る。)
  - (5) 運営規程
  - (6) 障害者若しくは障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - (7) 申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - (8) 申請に係る事業に係る資産の状況
  - (9) その他登録に関し市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の登録を行わないものとする。
- (1) 申請に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員が、山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例又は山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(以下これらを「県条例」という。)に規定する基準該当障害福祉サービス等に関する基準を満たしていないとき。
  - (2) 申請者が、県条例に規定する基準該当障害福祉サービス等に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービス等の事業を継続的に運営することができないと認められるとき。
  - (3) 申請者が、県条例に規定する指定障害福祉サービス事業者又は指定通所支援事業者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)に関する基準を満たし、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けることができると認められるとき。
- 3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、基準該当障害福祉サービス等の事業を行う者として登録することとしたときは基準該当障害福祉サービス等事業者登録通知書(様式第2号)により、登録しないこととしたときは基準該当障害福祉サービス等事業者登

## 南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

録不認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

標準処理期間	14日以内		
備考			
設定年月日	平成26年10月1日	最終変更年月日	平成30年12月21日

ID: 463

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	補助金の交付決定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則 第6条
<b>例 規 番 号</b>	平成27年規則第18号

**【根拠条文】**

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の幼稚園就園奨励費補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、設置者に通知するものとする。

**【基準】**

根拠条文、第3条及び第4条の規定による。

(設置者が行う減免の対象及びその額)

第3条 設置者が、当該年度の6月1日(6月2日以降新設の幼稚園にあっては開園の日)現在南アルプス市に住所を有し、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児の保護者に対し行う入園料及び保育料の減額又は免除(以下「減免」という。)は、別表に定める額を年額の限度とする。

(補助対象及びその額)

第4条 設置者が前条に規定する減免を行ったときは、市長は別表に定める額の範囲内において、設置者に対し補助を行うものとする。

<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成27年10月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 465

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	利用者負担額等の減免
<b>例 規 名</b>	南アルプス市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 第6条
<b>例 規 番 号</b>	平成27年条例第6号

**【根拠条文】**

(利用者負担額等の減免)

第6条 市長は、教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者のうち市町村民税所得割課税額が77,101円未満であって、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第3条第1項第3号の規定にかかわらず、別表第2に定める額を利用者負担額とする。

- (1) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯をいう。以下同じ。)
- (2) 次に掲げる在宅障害児又は在宅障害者のいる世帯
  - イ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
  - ロ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
  - ハ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 震災、風水害、火災、雪害その他の災害を受けたとき。
- (4) 前号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により利用者負担額等を減額又は免除することが適當と認めるとき。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成27年10月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 477

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	観覧料の減免					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市芦安山岳館条例 第9条					
<b>例規番号</b>	平成15年条例第204号					
<b>【根拠条文】</b>						
(観覧料の減免)						
第9条 市長は、規則で定める基準により観覧料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文及び南アルプス市芦安山岳館条例施行規則第3条の規定による。						
(観覧料の減免)						
第3条 条例第9条の規定により規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 市長が公益上必要があると認める者 免除						
(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が必要と認める額						
2 南アルプス市芦安山岳館(以下「山岳館」という。)の展示室観覧に係る利用料金(以下「観覧料」という。)の減免を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、観覧料減免申請書を市長に提出しなければならない。						
3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、これを審査し、適當と認めたときは、当該申請者に対し、観覧料を減額又は免除するものとする。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成27年10月2日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 478

担当部署: 産業観光部 観光施設課

処分の概要	観覧料の還付承認					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安山岳館条例 第10条ただし書					
例規番号	平成15年条例第204号					
<b>【根拠条文】</b> (観覧料の還付等) 第10条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、市長は、入館者の責めに帰することのできない理由により観覧することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	平成27年10月2日	最終変更年月日	令和3年11月15日			

ID: 480

担当部署: 総務部 総務課

<b>処分の概要</b>	手数料の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市固定資産評価審査委員会条例 第11条第1項
<b>例 規 番 号</b>	平成15年条例第28号

**【根拠条文】**

(手数料の減免)

第11条 委員会は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を受ける審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

- 2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査申出人は、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。
- 3 前項の書面には、審査申出人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面をそれぞれ添付しなければならない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 483

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市福祉センター条例 第9条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第8号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第9条 福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b>						
第8条及び第10条の規定による。						
(利用者の範囲)						
第8条 福祉センターを利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。						
2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項に規定する者の利用に支障がないと認めるときは、同項に規定する者以外の者に福祉センターを利用させることができる。						
(利用の制限)						
第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、福祉センターの利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 福祉センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為又は興行を目的として利用するとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉センターの管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日			

ID: 486

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市福祉センター条例 第13条					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第8号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第13条 市長は、規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市福祉センター条例施行規則第3条の規定による。						
(使用料の減免)						
第3条 条例第13条の規定により定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 市が行う事業として利用するとき 免除						
(2) 公共的団体が利用するとき 免除						
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額						
2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ福祉センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。						
3 市長は、前項の場合において、使用料の減免又は免除を認めたときは、当該申請者に対し、福祉センター使用料減免許可書を交付しなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和4年11月14日			

ID: 487

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

処分の概要	使用料の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市福祉センター条例 第14条ただし書					
例規番号	平成28年条例第8号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料の不還付) 第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。 (2) 利用者が利用期日3日前までに利用の取消し又は変更を申し出、市長が認めたとき。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	令和4年11月14日			

ID: 488

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用の許可					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安大曾利子供憩いの家条例 第5条第1項					
例規番号	平成28年条例第9号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の許可) 第5条 子供憩いの家を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 第6条の規定による。 (利用の制限) 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、子供憩いの家の利用を拒むことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) 子供憩いの家の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、子供憩いの家の管理上支障があると認められるとき。						
標準処理期間	1日					
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 491

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市芦安大曾利子供憩いの家条例 第10条					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第9号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第10条 市長は、規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市芦安大曾利子供憩いの家条例施行規則第3条の規定による。						
(使用料の減免)						
第3条 条例第10条の規定で定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 市が行う事業として利用するとき 免除						
(2) 公共的団体が利用するとき 免除						
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額						
2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ芦安大曾利子供憩いの家使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。						
3 市長は、前項の場合において、使用料の減額又は免除を認めたときは、当該申請者に対し、芦安大曾利子供憩いの家使用料減免許可書を交付しなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日			

ID: 492

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	使用料の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市芦安大曾利子供憩いの家条例 第11条ただし書					
例規番号	平成28年条例第9号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料の不還付) 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、利用者の責めに帰することのできない理由により利用することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 493

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例 第6条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第7号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第6条 拠点施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第5条及び第7条の規定による。						
(利用者の範囲)						
第5条 拠点施設を利用することができる者は、市内に住所を有する者とする。						
2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する者の利用に支障がないと認めるときは、同項に規定する者以外の者に拠点施設を利用させることができる。						
(利用の制限)						
第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、拠点施設の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 拠点施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 物品の販売、募金その他これらに類する行為又は興行を目的として利用するとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、拠点施設の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 496

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例 第10条					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第7号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第10条 市長は、規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例施行規則第3条の規定による。						
(使用料の減免)						
第3条 条例第10条の規定により定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 市が行う事業として利用するとき 免除						
(2) 公共的団体が利用するとき 免除						
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める額						
2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ高齢者介護予防拠点施設使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。						
3 市長は、前項の場合において、使用料の減額又は免除を認めたときは、当該申請者に対し、高齢者介護予防拠点施設使用料減免許可書を交付しなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 497

担当部署: 保健福祉部 介護福祉課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市高齢者介護予防拠点施設条例 第11条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第7号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の不還付)						
第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。						
(1) 利用者の責めに帰することができない理由により、拠点施設を利用できなくなったとき。						
(2) 利用者が利用期日3日前までに利用の取消し又は変更を申し出、市長が認めたとき。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 498

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農村環境改善センター条例 第6条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第13号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第6条 農村センターを利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。						
<b>【基準】</b>						
第7条の規定による。						
(利用の制限)						
第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、農村センターの利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 農村センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 農村センターの管理上支障があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成30年1月17日			

ID: 501

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市農村環境改善センター条例 第10条
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第13号

**【根拠条文】**

(使用料の減免)

第10条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

**【基準】**

南アルプス市櫛形農村環境改善センター管理規則及び南アルプス市甲西農村環境改善センター管理規則第4条の規定による。

(使用料の減免)

第4条 条例第10条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市が行う事業として利用するとき 免除
- (2) 公共的団体が利用するとき 免除
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 教育委員会が必要と認め  
る額
- 2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第2条の規定による申請の際、申請書に  
必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第2条第2項の許可書の交付の  
際、あわせてその可否を通知するものとする。

<b>標準処理期間</b>	3日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年1月17日

ID: 502

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付					
例規名 根拠条項	南アルプス市農村環境改善センター条例 第11条ただし書					
例規番号	平成28年条例第13号					
<b>【根拠条文】</b> (使用料の不還付) 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 利用者の責めに帰することができない理由により、農村センターを利用することができなくなったとき。 (2) 利用者が利用期日3日前までに利用の取消し又は変更を申し出、教育委員会が認めたとき。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	3日					
備考						
設定年月日	平成28年9月28日	最終変更年月日	平成30年12月21日			

ID: 503

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市働く婦人の家条例 第8条第1項					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第12号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第8条 婦人の家を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第9条の規定による。						
(利用の制限)						
第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、婦人の家の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 婦人の家の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 婦人の家の管理上支障があると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が不適当と認めるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最終変更年月日</b>	平成30年1月17日			

ID: 506

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市働く婦人の家条例 第12条					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第12号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第12条 教育委員会は、教育委員会規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市働く婦人の家条例施行規則第4条の規定による。						
(使用料の減免)						
第4条 条例第12条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 市が行う事業として利用するとき 免除						
(2) 公共的団体が利用するとき 免除						
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき、又は条例第1条に規定する婦人の家設置目的のため利用するとき 教育委員会が必要と認める額						
2 使用料の減免を受けようとする者は、第2条の規定による申請の際、申請書に必要事項を記入し、教育委員会に提出しなければならない。						
3 教育委員会は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、第2条第2項の許可書の交付の際、あわせてその可否を通知するものとする。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年1月17日			

ID: 507

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市働く婦人の家条例 第13条ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成28年条例第12号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の不還付)						
第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、教育委員会規則で定める基準によりその全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市働く婦人の家条例施行規則第5条の規定による。						
(使用料の還付)						
第5条 条例第13条の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき 全額						
(2) 利用の日の3日前までに、利用の取消しを申し出たとき 全額						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成28年9月28日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年1月17日			

ID: 509

担当部署: 保健福祉部 障がい福祉課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市地域活動支援センター条例 第5条					
<b>例 規 番 号</b>	平成29年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。						
<b>【基準】</b>						
第4条及び第6条の規定による。						
(利用者の範囲)						
第4条 センターを利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児であって、センターに通所可能な15歳以上のものとする。						
2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、センターを利用することができる。						
(利用の制限等)						
第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を許可しないことができる。						
(1) 伝染病疾患有するとき。						
(2) 疾病又は傷病のため入院治療が必要なとき。						
(3) 他の利用者の妨害又は迷惑となる行為をしたとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	約1週間					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成30年1月17日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	平成30年12月21日			

ID: 511

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	行為の許可(変更許可を含む。)					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例 第6条第1項					
<b>例規番号</b>	平成29年条例第3号					
<b>【根拠条文】</b>						
(行為の制限)						
第6条 伊奈ヶ湖施設において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。						
(1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真、映画又はテレビジョンの撮影をすること。 (3) 展示会、集会、祭礼その他これらに類する催しをすること。 (4) 花火、キャンプファイヤー等を行うため火気を使用すること。						
2 市長は、前項の許可に際し、伊奈ヶ湖施設の管理上必要な条件を付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	5日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成30年1月17日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 512

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	利用の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市芦安調理場条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成30年条例第32号		
<p><b>【根拠条文】</b>            (利用の許可)</p> <p>第6条 調理場を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、調理場の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p>			
<p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文及び第7条の規定による。</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調理場の利用を許可せず、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 営利を図る目的で利用するおそれがあるとき。</li> <li>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) 調理場の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</li> <li>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。</li> </ul>			
<b>標準処理期間</b>	1日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成30年12月21日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 515

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市芦安調理場条例 第10条第2項					
<b>例 規 番 号</b>	平成30年条例第32号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第10条 利用者は、調理場の利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会規則で定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文及び南アルプス市芦安調理場条例第6条の規定による。						
(使用料の減免)						
第6条 条例第10条第2項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 市が行う事業として利用するとき 免除						
(2) 公共団体が利用するとき 免除						
(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるとき 教育委員会が必要と認め る額						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成30年12月21日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 516

担当部署: 教育委員会 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の還付					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市芦安調理場条例 第10条第3項ただし書					
<b>例 規 番 号</b>	平成30年条例第32号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料)						
第10条 利用者は、調理場の利用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。						
2 教育委員会は、必要があると認めるときは、教育委員会規則で定める基準により、使用料を減額し、又は免除することができる。						
3 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会は、利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなった場合は、その全部又は一部を還付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	平成30年12月21日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日			

ID: 517

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	利用の許可					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例 第7条第1項					
<b>例規番号</b>	平成29年条例第3号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用の許可)						
第7条 伊奈ヶ湖施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、伊奈ヶ湖シャワーハウス、レストハウス伊奈ヶ湖、菖蒲池園地、森林科学館展示室、遊歩道及び展望台の利用については、この限りでない。						
2 市長は、伊奈ヶ湖施設の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文及び第8条の規定による。						
(利用の制限)						
第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、伊奈ヶ湖施設の利用を拒むことができる。						
(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。						
(2) 伊奈ヶ湖施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。						
(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が利用するおそれがあると認められるとき。						
(4) 前3号に掲げるもののほか、伊奈ヶ湖施設の管理上支障があると認められるとき。						
<b>標準処理期間</b>	1日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成30年12月21日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 520

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例 第11条					
<b>例規番号</b>	平成29年条例第3号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第11条 市長は、規則で定める基準により使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文及び南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設設置管理条例施行規則第3条の規定による。						
(使用料の減免)						
第3条 条例第11条の規定により定める基準は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の幼児、児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動として南アルプス市ウッドビレッジ伊奈ヶ湖の宿泊棟(以下「宿泊棟」という。)又はグリーンロッジ研修室、森林科学館研修室、森林科学館分館研究室(以下「研修室等」という。)を利用するとき 料金の100分の50(利用団体が市内の場合は100分の75)						
(2) 保育所の幼児及びその引率者が保育所の保育の一環として宿泊棟又は研修室等を利用するとき 料金の100分の50(利用団体が市内の場合は100分の75)						
(3) 認定こども園の幼児及びその引率者が教育課程に基づく教育活動又は保育の一環として宿泊棟又は研修室等を利用するとき 料金の100分の50(利用団体が市内の場合は100分の75)						
(4) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団に登録されているスポーツ少年団又は子どもクラブ(育成会)が主催する事業で宿泊棟又は研修室等を利用するとき 料金の100分の50(利用団体が市内の場合は100分の75)						
(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき 市長が必要と認める割合						
2 使用料の減免を受けようとする者は、あらかじめ南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設使用料減免申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。						
3 市長は、前項の場合において、使用料の減額又は免除を認めたときは、当該申請者に対し、南アルプス市伊奈ヶ湖周辺施設使用料減免許可書(様式第4号)を交付するものとする。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	平成30年12月21日	<b>最終変更年月日</b>	令和3年11月15日			

ID: 522

担当部署: 建設部 管理住宅課

<b>処分の概要</b>	許可の有効期間の更新
<b>例規名 根拠条項</b>	山梨県屋外広告物条例 第12条の2第1項
<b>例規番号</b>	平成3年山梨県条例第35号

**【根拠条文】**

(許可の有効期間の更新)

第十二条の二 第七条第一項、第七条の四第一項及び第九条第五項の規定による許可の有効期間（当該有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにおける期間をいう。以下この条並びに第十四条第一項及び第三項において同じ。）の満了後、引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、有効期間の更新を受けなければならない。

2 第七条第三項、第五項及び第六項の規定は同条第一項又は第七条の四第一項の許可に係る前項の有効期間の更新について、第七条第四項の規定は同条第一項の許可に係る前項の有効期間の更新について、第九条第六項の規定は同条第五項の許可に係る前項の有効期間の更新について、第十二条の規定は第七条第一項、第七条の四第一項又は第九条第五項の許可に係る前項の有効期間の更新について準用する。この場合において、第七条第六項中「第一項の許可」とあり、及び第九条第六項中「前項の許可」とあるのは「第十二条の二第一項の有効期間の更新」と読み替えるものとする。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和元年11月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 524

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	副食費の減免
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市立保育所給食費(主食費・副食費)の徴収に関する規則 第5条
<b>例 規 番 号</b>	令和元年規則第25号

**【根拠条文】**

(副食費の減免)

第5条 市長は、満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、教育・保育給付認定保護者及び教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割課税合算額がそれぞれ当該各号に定める金額である場合は、副食費を免除する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。次号において同じ) 57,700円未満
- (2) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者 77,101円未満
- 2 市長は、前項に規定するもののほか同一世帯の年長の兄又は姉から数えて3人目以降の教育・保育給付認定子どもは、副食費を免除する。
- 3 市長は、教育・保育給付認定保護者から、満3歳以上教育・保育給付認定子どもが保育所を利用しない旨の申出があらかじめあった場合は、次のとおり副食費の減額をするものとする。
  - (1) 土曜日を除く開所日を連續して10日以上利用しなかった場合は、月額のうち1,785円を減額する。
  - (2) 土曜日を除く開所日を連續して21日以上利用しなかった場合は、月額の3,570円を減額する。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合は、必要と認める額を減額する。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和元年9月30日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 526

担当部署: こども応援部 子育て支援課

<b>処分の概要</b>	利用の登録
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプス市病児・病後児保育事業実施条例施行規則 第5条第1項
<b>例 規 番 号</b>	令和元年規則第24号

**【根拠条文】**

(利用の登録等)

第5条 保育事業の利用を希望する児童の保護者は、あらかじめ病児・病後児保育事業利用登録書(様式第1号)(以下「登録書」という。)を、市長に提出し、利用児童等の情報について登録しなければならない。

- 2 登録書の有効期限は、登録書の提出のあった日の属する年度の末日とし、前項の規定による登録を行った保護者であって、引き続き翌年度において保育事業の利用を希望する保護者は、改めて登録書を市長に提出しなければならない。
- 3 登録書を提出した保護者は、登録書の内容に変更が生じたときは、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

**【基準】**

根拠条文及び南アルプス市病児・病後児保育事業実施条例第4条の規定による。

(対象児童)

第4条 保育事業の対象となる病児及び病後児(以下「対象児童」という。)は、次の各号のいずれにも該当する出生の日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者とする。

- (1) 市内若しくはこの保育事業の相互利用に関する協定を締結した市町村(以下この号において「協定市町村」という。)に住所を有する児童又は市外(協定市町村を除く。)に住所を有し市内の保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育所若しくは小学校に通っている児童
  - (2) 医療機関による入院を要しないが、安静の確保等の理由により集団保育が困難な児童
  - (3) 保護者の就労、傷病、出産、家庭の介護又は看護その他やむ得ない事情により、家庭で保育することが困難な児童
- 2 前項に規定する児童のほか、市長が特に必要と認める児童を対象児童とすることができる。

<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和元年9月30日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 527

担当部署: こども応援部 子育て支援課

処分の概要	利用の承認					
例規名 根拠条項	南アルプス市病児・病後児保育事業実施条例施行規則 第6条					
例規番号	令和元年規則第24号					
<b>【根拠条文】</b> (利用の手続) 第6条 前条の規定による登録をした保護者が、保育事業を利用しようとするときは、南アルプス市病児・病後児保育事業利用申込書(様式第2号)及び南アルプス市病児・病後児連絡票(様式第3号)(次項において「申込書等」という。)を市長に提出しなければならない。 2 市長は、申込書等の提出があったときは、実施機関に受け入れの可否を確認し、承認又は不承認について速やかに決定し、南アルプス市病児・病後児保育事業利用承認・不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設定年月日	令和元年9月30日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 529

担当部署: 教育委員会 学校教育課

<b>処分の概要</b>	教育支援センターの通所決定					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市教育支援センター規則 第10条					
<b>例規番号</b>	令和元年教育委員会規則第5号					
<b>【根拠条文】</b>						
(利用決定)						
第10条 教育委員会は、前条の申請書等の提出があったときは、その内容の適否を審査し、南アルプス市教育支援センター通所決定(否決定)通知書(様式第4号)により、保護者へ通知するものとする。						
<b>【基準】</b>						
根拠条文及び第6条の規定による。						
(対象児童等)						
第6条 センターへ通所することができる児童等は、次に掲げるいずれにも該当するものとする。						
(1) 南アルプス市立小中学校に在籍する児童等						
(2) 不登校又は不登校の傾向にある児童等						
(3) 児童等及びその保護者がセンターへの通所を希望すること。						
2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に認める児童等は、センターへ通所することができる。						
<b>標準処理期間</b>	15日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	令和2年12月23日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 530

担当部署: 総合政策部 南アルプスIC周辺整備室

<b>処分の概要</b>	支援措置の決定
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	南アルプスIC新産業拠点整備事業に係る企業立地支援条例 第5条
<b>例 規 番 号</b>	令和元年条例第21号

**【根拠条文】**

(支援措置の適否の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援措置の適用について、その適否を決定し、規則の定めるところにより、その旨を申請者に通知するものとする。

**【基準】**

根拠条文及び第3条の規定による。

(支援措置)

第3条 市長は、支援措置の適用を決定した企業に対し、支援措置を講ずるものとする。ただし、市、国、県その他の地方公共団体又は産業支援機関の制度において、既に支援措置を受けていると認める場合は、この限りでない。

2 支援措置の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基盤整備措置
- (2) 地代軽減措置
- (3) 産業立地奨励金
- (4) 雇用創出奨励金

3 支援措置の内容等は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

<b>標準処理期間</b>	実例なし		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和2年12月23日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日

ID: 531

担当部署: 総合政策部 南アルプスIC周辺整備室

処分の概要	財産処分の承認					
例規名 根拠条項	南アルプスIC新産業拠点整備事業に係る企業立地支援条例 第8条第2項					
例規番号	令和元年条例第21号					
<b>【根拠条文】</b> (財産の管理及び処分の制限) 第8条 適用企業は、支援措置の交付を受けて取得した財産について台帳を整備し、市長が必要と認めるときは、これを提示しなければならない。 2 適用企業は、支援措置の交付を受けて取得した財産を処分しようとするときは、別に定める財産処分承認申請書を市長に提出して、その承認を受けなければならない。 3 市長は、前項の規定により財産の処分があったときは、既に交付した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	30日					
備考						
設定年月日	令和2年12月23日	最終変更年月日	令和7年7月15日			

ID: 538

担当部署: 建設部 農林土木課

<b>処分の概要</b>	分担金の減免及び徴収猶予					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市農地等災害復旧事業分担金徴収条例 第5条					
<b>例規番号</b>	令和3年条例第18号					
<b>【根拠条文】</b> (分担金の減免及び徴収猶予) 第5条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、分担金の徴収を猶予し、又はこれを減額し、若しくは免除することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
<b>標準処理期間</b>	15日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	令和3年11月15日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 539

担当部署: 産業観光部 観光施設課

<b>処分の概要</b>	使用料の減免					
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例 第5条					
<b>例規番号</b>	平成15年条例第189号					
<b>【根拠条文】</b>						
(使用料の減免)						
第5条 市長は、災害その他受給者の責めに帰することができない理由があると認めるときは、第3条の使用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b>						
南アルプス市温泉給湯規則第19条の2の規定による。						
(使用料の減免の基準等及び申請)						
第19条の2 南アルプス市温泉給湯使用料等徴収条例(平成15年南アルプス市条例第189号。以下の条及び次条において「条例」という。)第5条の規定により使用料を減額し、又は免除する場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。						
(1) 災害による場合 100分の100						
(2) 受給者の責めに帰することができない理由により使用することができない場合 市長が相当と認める割合						
2 条例第5条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、温泉使用料減免申請書(様式第10号の2)を市長に提出しなければならない。						
3 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な事項を調査し、諾否を決定し、その旨を書面で通知するものとする。						
<b>標準処理期間</b>	3日					
<b>備考</b>						
<b>設定年月日</b>	令和3年11月15日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			

ID: 544

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用の許可及び変更許可
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第7条第1項
例規番号	令和4年条例第2号

**【根拠条文】**

(占用の許可)

第7条 都市下水路の敷地又は施設に施設又は工作物その他の物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して都市下水路の敷地又は排水施設を占用しようとする者(前条の規定に該当する者を除く。)は、規則で定めるところにより市長の許可(以下「占用の許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 占用物件の設置について、法第29条第1項の許可を受けたとき、又は法第41条の規定による協議がなされたときは、その許可又は協議をもって占用の許可とみなす。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 545

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用許可期間の更新の許可					
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第8条第2項					
例規番号	令和4年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b> (占用の許可の期間) 第8条 占用の許可の期間は、5年以内において市長が定める期間とする。ただし、公共の用に供する目的をもって長期にわたり工作物を設置する場合その他市長が特に必要があると認める場合は、10年以内において市長が定める期間とすることができる。 2 前項の期間は、これを更新することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 547

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	占用料の減免					
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第9条第2項					
例規番号	令和4年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b> (占用料等) 第9条 2 市長は、公益上その他特別の事情があると認めたときは、前項の占用料を減額し、又は免除することができる。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 548

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	権利義務の移転の承認					
例規名 根拠条項	南アルプス市都市下水路条例 第10条					
例規番号	令和4年条例第2号					
<b>【根拠条文】</b> (権利義務の移転の制限) 第10条 この条例に基づく許可によって生ずる権利義務は、市長の承認を受けなければ他人に移転し、又は行使させてはならない。 2 許可を受けた者が死亡した場合又は許可を受けた法人が合併した場合において、その権利義務を継承しようとするときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併によって新たに成立した法人の代表は、相続の開始又は法人成立の日から30日以内に市長の承認を受けなければならない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	15日					
備考						
設定年月日	令和4年11月14日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 551

担当部署: 議会事務局

<b>処分の概要</b>	開示請求に対する決定
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
<b>例規番号</b>	令和5年条例第3号

**【根拠条文】**

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

**【基準】**

根拠条文、第18条及び第20条から第23条までの規定による。

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報又は情報公開条例第5条各号に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下の号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

## (裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

## (保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

<b>標準処理期間</b>	開示請求があつた日から30日以内(第25条第1項)		
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和5年12月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和7年7月15日

ID: 552

担当部署: 議会事務局

<b>処分の概要</b>	訂正請求に対する決定
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条
<b>例規番号</b>	令和5年条例第3号

**【根拠条文】**

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

**【基準】**

根拠条文、第31条及び第33条の規定による。

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
- (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。
- 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

<b>標準処理期間</b>	訂正請求があつた日から30日以内(第35条第1項)		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年12月1日	<b>最終変更年月日</b>	令和7年7月15日

ID: 553

担当部署: 議会事務局

<b>処分の概要</b>	利用停止請求に対する決定
<b>例規名 根拠条項</b>	南アルプス市議会の個人情報の保護に関する条例 第41条
<b>例規番号</b>	令和5年条例第3号

**【根拠条文】**

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

**【基準】**

根拠条文、第38条及び第40条の規定による。

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めることは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

<b>標準処理期間</b>	利用停止請求があつた日から30日以内(第42条第1項)
<b>備考</b>	

南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

<b>設 定 年 月 日</b>	令和5年12月1日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	令和7年7月15日
------------------	-----------	----------------------	-----------

ID: 555

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	建築物の用途の制限の特例許可
例規名 根拠条項	南アルプスIC南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第4条 ただし書
例規番号	令和5年条例第15号

**【根拠条文】**

(建築物の用途の制限)

第4条 整備計画区域内においては、別表第2に掲げる整備計画区域の名称及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(ア)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が地区計画の区域内の土地の利用状況等に照らして支障がなく、かつ、当該地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を著しく損なわないと認めて許可する建築物については、この限りでない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

標準処理期間	(実例なし)		
備考			
設定年月日	令和5年12月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 556

担当部署: 建設部 都市計画課

<b>処分の概要</b>	建築物の敷地面積の最低限度の特例許可
<b>例 規 名</b> <b>根拠条項</b>	南アルプスIC南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第5条 第2項
<b>例 規 番 号</b>	令和5年条例第15号

**【根拠条文】**

(建築物の敷地面積の最低限度)

第5条 建築物の敷地面積は、別表第2に掲げる整備計画区域の名称及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(イ)欄に掲げる面積以上でなければならない。この場合において、法第86条第1項又は第2項の規定により認められた一団の土地については、その土地の区域を建築物の一の敷地とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が都市計画法第12条の5第2項第1号に規定する地区施設の整備のため、やむを得ないと認めて許可する場合は、前項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定の施行又は適用の際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合に限り、同項の規定を適用しない。ただし、第1項の規定に適合することとなった建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなった土地については、この限りでない。
- 4 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で第1項の規定に適合しなくなるもの及び当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地については、その全部を一の敷地として使用する場合に限り、同項の規定を適用しない。ただし、次に掲げる土地については、この限りでない。
  - (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により敷地面積が減少した際に、当該敷地面積の減少がなくとも第1項の規定に違反していた建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に違反することとなった土地
  - (2) 第1項の規定に適合するに至った建築物の敷地及び所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合することとなるに至った土地

**【基準】**

根拠条文に同じ。

<b>標準処理期間</b>	(実例なし)
<b>備考</b>	

## 南アルプス市 条例適用申請に対する処分個票

設 定 年 月 日	令和5年12月1日	最終変更年月日	年 月 日
-----------	-----------	---------	-------

ID: 557

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	壁面の位置の制限の特例許可					
例 規 名 根拠条項	南アルプスIC南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第6条 ただし書					
例 規 番 号	令和5年条例第15号					
<b>【根拠条文】</b> (壁面の位置の制限) 第6条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線又は隣地の境界線までの距離は、別表第2に掲げる整備計画区域の名称及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(ウ)欄に掲げる距離以上としなければならない。ただし、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、市街地の環境整備に資すると認めて許可するものについては、許可の範囲内においてこの限りでない。						
<b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。						
標準処理期間	(実例なし)					
備考						
設定年月日	令和5年12月1日	最終変更年月日	年 月 日			

ID: 558

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	建築物の高さの最高限度の特例許可
例規名 根拠条項	南アルプスIC南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第7条 第1項ただし書
例規番号	令和5年条例第15号

**【根拠条文】**

(建築物の高さの最高限度)

第7条 建築物の高さは、別表第2に掲げる整備計画区域の名称及び計画地区の区分に応じ、それぞれ同表(エ)欄に掲げる数値を超えてはならない。ただし、市長が当該地区計画の方針に照らして支障がなく、かつ、適正な都市機能と健全な都市環境を著しく損なわないと認めて許可する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、法第59条の2第1項の規定による許可を受けたものについては、適用しない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

標準処理期間	(実例なし)		
備考			
設定年月日	令和5年12月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 559

担当部署: 建設部 都市計画課

処分の概要	公益上必要な建築物の特例許可
例 規 名 根拠条項	南アルプスIC南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 第10条
例 規 番 号	令和5年条例第15号

**【根拠条文】**

(公益上必要な建築物の特例)

第10条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認め  
て許可したもの及びその敷地については、その許可の範囲内において適用しない。

**【基準】**

根拠条文に同じ。

標準処理期間	(実例なし)		
備考			
設定年月日	令和5年12月1日	最終変更年月日	年 月 日